

大学評価機関に関する大学長アンケート

結果の報告

1999年6月4日

国立大学協会

大学評価に関する特別委員会

まえがき

- 1 基本的な理念と目標とするべき点
- 2 具体的な活動の形態と内容
- 3 今後の検討の進め方と設置後の関与のしかた

附 回答全文

まえがき

本委員会は平成10年6月の設置以来、文部省に対する申し入れなどを行うとともに、大学評価機関に関して様々な角度から検討をおこない、それにもとづいて本（平成11）年3月までに『大学評価機関についての論点整理』をまとめた。大学評価が全国立大学に密接にかかわる重要な問題であることから、この段階で各大学に検討の進行状況を報告するとともに、この問題についての意見を求めることになった。具体的には各国立大学長に対して、①第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点、②その具体的な活動の形態と内容のあり方、③今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のしかたについて、の三点について回答を依頼したのである（平成11年4月7日、国大協総第24号）。これに対して、平成11年5月6日までに、83大学から回答があった。うち76大学からは文面による回答、そのほか7大学からは、特に意見はない、あるいは特別委員会の方針に賛成、の回答があった。

この報告は、この調査の結果の概要をまとめたものである。いうまでもなく各大学からの回答は、それぞれ傾聴に値する重要なものであり、それは回答原文を読んでいただくほかはない。しかし同時に、回答すべてを通じて重要な傾向を整理しておくこともこれからの国大協としての議論には必要であり、あえてそうした観点から、回答に共通と思われる論点、あるいは意見に相違がある点をえらびだそうと試みた。黒マル（●）の後にカギカッコ（「」）で囲んだ部分は回答からの引用である。このまとめから漏れた重要な論点、また部分的な引用によって真意を必ずしも伝えられなかった点もあると思われるが、そうした意味でも、全回答を、巻末の附として収録したので、できればそれも通読していただきたい。

回答の多くは『論点整理』に直接触れていたが、おおむね論点整理の議論に強い反対はほとんど無く、それを前提に十分に強調されていない点、あるいは全く触れられていない点を指摘する回答が多かった。また『論点整理』に関わりなく、あるいは上記の三つの質問項目にも関わりなく、独自の考えを述べられた回答もあったが、こうした回答もかなりの部分は『論点整理』と大きく矛盾する内容ではなかった。したがって整理にあたっては、『論点整理』の枠組みを一応前提とし、それに対する支持・批判、あるいはそこになかった点の指摘を中心にまとめた。

以下では各大学からの回答をほぼ質問項目に従って、大学評価機関の基本的な理念と目標とするべき点（第1節）、具体的な活動の形態と内容（第2節）、今後の検討の進め方と設置後の関与のしかた（第3節）、の三点にわけて整理する。

1.2 基本的な理念

1.2.1 評価の基本的な理念は、日本の大学の高度化と活性化におかれるべきだという認識も、ほぼ共通のものであったといえよう。

- 「論点整理が、真っ先に、大学評価の究極の目的を大学における研究教育活動の高度化と活性化にあるとしたのは妥当であり、重要なことであると考える。」
- 「大学の高度化と活性化の体制を特に目標とすべきである。」
- 「評価機関と大学は、緊張関係を保ちつつ、双方が成熟して信頼関係を築くことが必要である。」
- 「評価の結果を個々の大学が活用して、自己改革を進めることにより、教育研究の高度化・活性化につながるシステムづくりが重要であると考える。」

1.2.2 また『論点整理』における、「開放的で進化するシステム」に対しても、その重要性を強調する意見が多かった。

- 「評価システム自体の柔軟性が必要であり、特別委員会が論点整理で、開放的で進化するシステムの在り方を求めていることに賛成する。」
- 「初めから完全な評価システムを確立する必要はなく、進化する評価機関でよい。」
- 「評価機関の組織構成について、考えることはすべて出した上で、さらに足りないところは手探りで新規事業を開始し、雄大な実験を積み上げることによって次世代の大学を創り、またそのことによって社会の発展にかけがえのない力を発揮しようとする基本的な姿勢こそが大学評価機関の創設の魂だと思う。」

1.2.3 また評価にあたっては、長期的な視点が必要という意見が強かった。

- 「大学の改善は長期的展望に基づいた戦略を立案し実行されなければならない。私が考える長期的とは、最短でも15年、常識的には20年、理想的には50年の展望をもった発展計画を考える。米国の大学で特に模範的發展に成功した例では、そのような長期的な展望と計画をもち続けてきた場合が多い。」
- 「当面のニーズへの大学の対応のみではなく、むしろ長期にわたる基礎研究の奨励等につながるような学術振興のための評価であること。」
- 「大学が企業と根本的に違う点は『競争』が、大学の場合は企業などと比較にならぬほど長期的である点である」
- 「この様な効果を発揮するためには、大学らしい時間軸の長い展望や戦略の評価をも積極的に取り上げることが重要だと考える。」

1.2.4 他方で第三者評価が、大学の選別、予算の削減、合理化への手段となることを警戒する声も少なかった。

- 「計画中の大学評価結果を国民に対して公表するに当たっては、まず日本の大学が諸外国に比し、施設も人員も、いかに貧弱なものであるかを十分に説明した上で、その評価結果は日本国内の大学同志の比較・評価であって、まさにドングリの背比べであることを納得して貰ったうえの事にしないと、真にやるせない思いである。」
- 「評価の基本的理念と目標は、各大学における教育研究の高度化と活性化を推進することを第一とし、決して単なる裁断に終わることのないようにしていただきたい。」
- 「設置後は大学評価の結果を自らの大学の改革への努力に結びつける体制を整備し、資源投入の増加に結びついても、公共支出の削減の手段に結びつくようなことを避けるべきである。」
- 「国立大学の整理統合のための資料づくりが、いつの間にか先行しているということになってはならない。」
- 「評価結果がサンクションとして予算に影響することには問題があり、むしろ施設設備の不備

2 具体的な活動の形態と内容

2.1 評価の対象・内容・方法

2.1.1 『論点整理』では、大学評価のおもな対象として、大学の研究、教育、社会サービスの三つの機能をあげた。これにたいして特に、教育面が重要だとする意見がめだつた。ただし、それについては相当の努力が必要であることも指摘されている。

- 「評価当面は、教育に関する評価を重点的に行うべきである。」
- 「評価の対象として、最も重視すべきは教育についてです。また、教育の正しい評価は最も難しい課題でもあります。」
- 「項目の中で特に難しいのが教育評価である。これ抜きにして教官の研究や社会活動などの評価を先行させると、教官の授業サボタージュが休講という美名でまかり通る日本の大学の現状では、却って教育水準の低下を招きかねない。教育評価については困難を伴うが、卒業生による評価、採用企業による評価などを学部・学科別にアンケート調査し、データを積み上げる努力が必要である。これによって、各大学は、例えば電気系では、或いは土木系では各項目についてどの程度に位置づけられているのか明らかとなる。これまでこうしたデータの整備が公的にはほとんどされてこなかったため、入試の偏差値データやマスコミのランキングデータによる評価がまかり通ってきた。日本の大学の現状を学科、個人レベルで正しく評価するためのデータ整備を行えば、その多様な活用によって大学の活性化も進むと期待できる。」

2.1.2 他方で評価の対象として、研究の評価にかたよることについては危惧がある。これにはこれまでの大学に関する評価のイメージとして、まず研究業績の評価が浮かぶこともあるようだ。しかし逆に、研究評価はほかの方法でより効率的に行われているともいえる。もっとも研究評価についても改善の必要があるという指摘もあった。

- 「研究実績の評価は評価機関の仕事としては適切ではない。所属学会による評価で充分であろう。国際的にも、既にノーベル財団をトップに、研究実績評価機能を持った機関が数多く存在している。」
- 「研究の Peer review は、(特に理系では)すでに国内外の学会がやっており、それを活用することで十分である。」
- 「基本法・基本計画策定以来、金だけはいったが、我国では project を評価し、金を配分する論理と一元的なシステムがない。この点をどうするのか明確にすることが先決である。」

2.1.3 社会サービス、地域への貢献も重要な評価の対象とすべきだという指摘もあった。

- 「大学評価の対象としては、教育と研究という二つの機能があることは自明の理であるが、(1) 学生の厚生指導、課外活動への支援、就職活動、就職状況、(2) 地域との交流、地域からの参加、ならびに地域への貢献、なども重要な評価対象であろう。」
- 「評価については地域への貢献、すなわち、地域の教育、文化、産業、技術への貢献度に十分に配慮することが重要である。」
- 「社会サービスの面は、十分に検討されていないように見える。今後の大学のあり方を考えると、この面の評価を十分に考慮すべきである。」
- 「研究業績だけの評価になってはなりません。大学審議会答申にもあるように日本の大学のすべてが画一的体制になるのではなく、研究業績を上げる大学以外に、地域社会への貢献ならびに高度職業人養成、教養教育などを重視する大学があつてよいはずで、このような多様な個々の大学の理念、目標に対する評価機関でなければなりません。」

2.3.7 また評価が、および大学自身の評価改善機構に対する「メタ評価」としての役割を重視し、これと大学の自己改善を結びつけるべきだという意見も少なくない。

- そのほかアウトプットそのものの評価は大学に任せ、大学がその評価を活かして教育研究を改善するシステムが十分に機能しているか否かを評価する「メタ評価」が相応しいと考える。
- 各大学が、教育研究の高度化と活性化に向けて「自己点検・評価」を行い、それを改革・改善のサイクルに乗せる努力をしていることを、第三者評価機関が評価する、つまり「メタ評価」する方向が適切であると思われます。
- 教育・研究ともにアウトプットの評価は困難なので、「メタ評価」と呼ばれる方式から始めるのが適切と考えます。

2.3.8 しかし他方で、それを何らかの資金配分にむすびつけることについては、その弊害を危惧を表明する回答が少なくなかった。

- 評価結果を参考にして透明な方法で行うことに異議はないが、「費用対効果比」を過剰評価するのは間違いである。理由は、*定量化の困難さ、*生産性は測れても、独創性は測れない。第三者評価の結果を資源配分に利用することは、現在の大学格差を拡大、助長することになり、結果として競争的環境の形成を阻害することになり、資源の有効活用にはなりえないと思われ、厳に慎むべきであると考え。特に、研究費の配分については、すでに科学研究費補助金で個別の審査によって配分されていることを考慮すべきである
- 成果が大学の自己改革や学生の進路選択に役立てられるのはよいが、政府補助金と安易に結び付けられるべきではない。かりに結びつけるとして、それは、各大学のすでに持っている与件の不平等をなくしてからにすべきであり、しかも、評価項目を慎重に検討し、大学の長所を伸ばす方向で結び付けられるのがよい。
- 評価機関による評価結果や情報を時の行政機関が教育行政に利用することを認めるのには、かなり慎重でなければならないと思う。現在は問題ないとしても、将来のあらゆるケースを想定してみると、かなり危険な要素を孕んでいるように思う。

2.3.9 これに関連して大学評価が長期的にどのような効果を生むことができるか、という議論もあった。

- 費用に応じた貢献を行っているか否かを厳しく検討する役割を、大学評価が担うことは当然といえるが、狭い意味での「効率性」を短期的に評価するのではなく、長期的な教育研究水準の高度化をもたらす方向に進むべきである。
- 評価の諸側面の中に、直接的に目に見えない効果（たとえば、大学の成績はよくなかったが、後ほど成功した人を多く出しているなど）をどのように取り入れるか。短期間での成果しか見ないとすれば、20、30年後に脚光をあびることになった研究成果などは無視される危険性がある。

2.3.10 また大学評価がどのような意味で「効率性」をもたらすのかについて下のような経済学的な理論的整理もあったが、さらに大学評価という具体的な対象についての議論が必要とされよう。

- 広義の効率性とは、二つの意味を持つことに留意しなければならない。一つは、研究、教育面での所定の成果を達成するために、最少の費用で実現されているかというマネジメント面での効率性である。いま一つは、研究教育に投下された資金、資源およびその配分が長期、永続的な成果をも考慮して社会全体の厚生を増大に貢献しているかという研究教育投資の効率性の問題である。「論点整理」における教育研究の高度化と活性化は後者での効率性に関係している。国立大学において、この広義の効率性がこれまで達成されてきたとは言えない。客観的な評価が困難であるということも理由に、この問題を避けてとおることはもはや不可能であろう。この非効率性を生み出してきた要因として、以下の三つがあげられる。① 十分な情報開示を実施しなかったことによる「情報の非対称性」に起因する大学教職員のモラル・ハザード。② 国立大学形態に伴う財政上の保障が生み出す「組織上のX非効率性(X-inefficiency)」。③ 規制、たて割的行政組織、構成主義的な序列型予算配分、およびナショナル・ミニマムの悪平等型予算がもたらす資源配分における非効率性。

2.3 オプションB（大学情報データバンク）について

2.3.1 具体的なオプションの第二として取り上げられたのが、B データバンク方式の評価であった。回答ではこれを積極的に支持する意見がかなりあった。

- 「A. の方向については『論点整理』に指摘されているように大学基準協会による『評価』と重複することが考えられるところから、B. の『大学情報データバンク』による方式が妥当と考えます。この方式では、透明性・客観性・多面性において優れており、小規模大学においても発展に向けての努力の成果をそれなりに評価していただけるものとおもいます。」
- 「日本のように客観評価の伝統のない社会では、権威（？）のある評価はむしろ弊害が大きくなる懸念がある。このため、評価機関は、各大学が自らの教育活動状況を大学・学部・学科・個人レベルで国内的・国際的に評価できるためのデータバンク機能を持つべきである。評価機関は幅広く多様な評価に必要なデータの蓄積・整備と提供サービスを行い、自らは評価せず、評価のための補助機関として機能する方がよい。」

2.3.2 このデータバンク方式については、それ自体というよりは、むしろ各大学での自己改善のためのベンチマーキングの基礎として有用である、という見方が少なくない。

- 「基本的なデータも蓄積されており、このようなデータを用いる他大学との比較検討を試みることは、各大学における教育研究の改善のための貴重な資料となりうるでしょう。」

2.3.3 また他のオプション、とくに後述のCテーマ別評価と組み合わせて考えるべきであるという提案もあった。

- 「いずれか1つを選択するというのではなく、Bは基礎的データとして共通の柱としつつ、Aおよび/またはCを加味する、あるいは実行可能な範囲で併用する工夫をする道があるのではないか。定量的な評価だけでなく、定性的な評価の方法も取り入れなければならない。」
- 「(1) 大学情報データバンク (B1, B2a, B2b, B3) の整備に取り組むと同時に、(2) テーマ別の大学評価の多様な試みに大胆に取り組む、多元的評価の蓄積を行うことが大切であろう。」
- 「評価機関が主体的に作業を進めうるB案(大学情報データバンク)を主体とし、必要に応じて具体的な評価テーマを設定して評価をまとめる。」

2.3.4 ただし大学情報データバンクを、単一次元に還元することが、大学ランキングに結びつくことについては、強い危惧の念が表明されている。

- 「大学情報データバンクについては、評価の対象の選び方が重要であり、これによってマスコミが喜んでランキングを作ると考えられますので慎重を要します。」
- 「多様な評価のそれぞれの軸について大学ランキングを作るのはよいが、これらの評価軸に適切な重みをつけて1つの数値にまとめて大学の総合ランキングを作ることに意味がないので、しないようにすべきである。」
- 「総合達成度指標の算出は、直ちに大学の序列化につながる可能性があり、そのための公式の創案は慎重に進められることが望まれると共に、公式自体の評価も行われる必要があると考えます。」
- 「『定量的評価』という名目のもとに、諮意的な尺度に対する点数制の導入は避けるべきである。特にこれによるRankingは避けるべきで、弊害ばかりが大きくなる。」
- 「Bについては、情報データバンクを整備し自己評価の客観性を得るのであるから、有効な方法と思われる。ただし、大学の総合的ランキングに結び付く可能性が懸念されることから、慎重な検討を要する。」

2.5 大学評価機関の組織

2.5.1 『論点整理』では、設置されるべき大学評価機関の組織面については触れていない。この点についての意見があった。まず大学評価機関の意思決定について、政府、社会、大学との関係をどのようにするべきかについて下のような点が指摘された。

- 「この基本的な要請を着実に実施する組織体制や具体的な評価活動を支える人材登用に対する方針も重要な論点として加えていただきたい。たとえば大学関係者の関与をどう位置づけるのか。経済界、教育界等をどう関係させるのか。」
- 「多元的な評価を可能にするために、大学外の社会からの人材の参入のほかに、大学人もこの組織に積極的に参加できる体制が望ましい。」
- 「第三者評価機関は、それ自身の人事と経理の面では、あくまで第三者的であるべきである。特に、資源配分機関である文部省とは完全に独立のものでなければならないと考える。」

2.5.2 同様の視点から、大学評価機関そのものを評価し、監視する機構の必要性、またそれを他の評価機関との競争的な環境におくことの必要性も強調されている。

- 「『第三者評価機関』がどのような活動を行っているかは、誰がどのように評価するのであろうか。」
- 「第三者は絶対者ではない。新たな評価機関設置がなされた場合でも、それが効率性と市場の論理だけで運営されることがないように、大学は、新しい評価機関そのものの活動を厳しく監視する役割を積極的に果たす必要がある。」
- 「第三者評価機関の構成員、あるいは評価そのものが適切かどうかを判定する機関、あるいはシステムも置くべきであると思います。」
- 「この評価機関が閉鎖的で、ある種の権力を握ることのないよう被評価大学の異議申し立てを認めるほか、評価機関自体が評価の公正さについて他機関の批判を受け、それを取り入れながら、システムを改変していく柔軟な姿勢を保ち続けることが肝要である。」
- 「主観を許して公正を維持するためには、評価機関そのものを評価するメカニズム、或いは評価機関そのものを『競争的環境』に置くことが必要であると考えます。(たとえば、評価機関の作業に対する"overseers"のシステム。たとえば、独自の評価システムをもった地域機関の存在。)」

2.5.3 またこれに関連して、大学評価機関に対する異議申し立ての機会を作ることも提案されている。

- 「大学評価に対して個々の大学が異議（意見、立場）を表明できること。」
- 「評価委員会での検討中に、その大学への視察等があるでしょうが、最終報告の前に、評価委員会は当該大学と公開討論会を必ず開催することが必要と考えます。」

2.5.4 直接に評価にたずさわる、評価委員としてどのような人々が望ましいかについて、様々な意見、提案がある。

- 「経済大国日本としては数百人規模の専門評価委員を擁した堂々たる独立機関を目指すべきである。数十人程度でお茶を濁す様な機関なら作らない方がいい。」
- 「評価機関のメンバーは55歳以下であるべきである。55歳以上のいわゆる大御所による評価は好ましくない。メンバーは教授・助教授経験者で、半舷交代の任期制にし、満期後は復帰すべき大学と地位を用意しておき、復帰大学では評価経験を生かし管理運営部門のメンバーとして活躍できる場を提供すべきである。」
- 「現役の教官を国公立大学から集める必要がある。これはもっともこの問題を真剣に考えなくてはならない世代、具体的には50歳以下、を当てるのが適当であると考えます。その時限としては5年間で適当であろう。各大学への教官の補充は60歳定年の国立大学、すなわち東大、東工大の定年者を当てること。」

3 今後の検討の進め方と設置後の関与

3.1 国立大学協会としての検討のすすめかた

3.1.1 今回のアンケートは国立大学協会としての大学評価機関についての今後の取り組みのあり方について意見を求めている。これに対しては、国立大学協会として積極的に議論をおこない、方針を策定するべきだという姿勢は回答全体にはほぼ共通していた。

- 「我々にとって必要な評価とは何かということ、我々自身が主体的に検討し、世に先駆けて提示して行く必要がある。そのためには、何よりも、各大学で広範な議論が展開されることが不可欠であり、国立大学協会は、その組織力を今まで以上に活用して、各大学での議論を組織的に展開していかなければならない。」
- 「大学評価を長期的課題として位置づけ、貴特別委員会で各国立大学の意見を周到に収集し、議論を積み重ねていくべきである。」
- 「『大学評価に関する特別委員会』を存続させ、第三者評価機関、マスコミの評価機関ならびに外国の評価機関の動向について情報を収集し、調査研究を進めて、国立大学協会としての独自の立場で大学評価のあり方について基本の方針を公表する。」

3.1.2 そのため、大学評価特別委員会での審議と、各大学からのフィードバックを組み合わせることが望ましいという意見が多かった。

- 「引き続き特別委員会で検討を続け、国大協総会での報告だけではなく、途中で文書等により審議経過を伝えて意見を求め、各地区学長会議も一つの討議の場とする。」
- 「国立大学協会（特別委員会）と各大学との協議（アンケート方式等）をとおして更に研究し、文部省に要望することは如何か。」
- 「第三者評価機関の形態などが依然として不透明であるので、検討の進んだ各段階で適時、特別委員会として国大協総会への報告を行い、各大学での検討を深めながらのフィードバック方式で設置形態などについて十分な理解を得たのちに、設置すべきでしょう。」
- 「創設準備委員会が設置され、国立大学協会からも委員が参画することになれば、小規模大学や単科大学からの意見も十分に汲み上げられるような配慮をお願いしたいところです。」

3.1.3 他方で大学評価機関について法制化が急速に進んでいることから、これに対応するための配慮が必要という指摘もあった。

- 「法制化に間に合うよう、特委から可能なことは何でも働きかけるべきである。緊急のことに對しては、国大協理事会、あるいは常任理事会に一任して、機敏に行動できるよう、特委から提案するべきではないか。」
- 「国立大学協会として具体的な提案をすることが必要と考えます。6月の総会にたたき台が提示されて意見交換が行われ、これに基づいて特別委員会がさらに案を練り、秋の総会で案を固めるくらいのペースが必要かと思われます。」

3.1.4 また国立大学協会として、文部省などに申し入れをするだけでなく、大学評価機関の具体的なあり方について検討をすすめ、これを提案するべきだという指摘も少なくなかった。

- 「第三者評価機関のあり方を早急に検討し、設置の理念、組織、活動の形態と内容のあり方について、具体的提言を行う。時間的制約等により、国立大学側からの提言が用いられるとは限らない。したがって、設置後の関与については、そのあり方を充分検討し、第三者評価機関に対して良い意味での影響を及ぼし得るような実質的かつ強力なメカニズムを構築しておく必要がある。また、第三者評価機関の審査団の評価のあり方をガイドできるような大学評価のための有効なガイドラインを積極的に提案することも必要と考える。現在、大学基準協会が実施し

- 「第三者評価を受け入れ、改革を実行するには、それができそうな管理・運営システムを予め整えておく必要があると思います。この点についても、大学評価機関のあり方と平行してご審議していただきたいと思います。」
- 「国立大学が大学評価機関による評価に積極的かつ主体的に参加するよう合意する。各大学が自己点検・評価の体制を整え、求められるデータを提供し、機構上の問題について報告書を提出する。」
- 「各大学がその実態に即した自己点検評価機関及び第三者諮問機関の設置を推進する必要がある。それぞれ機能する機関として学内的コンセンサスを得るには少なからぬ努力を要するが、急務であろう。特に前者では研究の相互評価及び教育改革の進め方が課題であり、後者では、学部や機関あるいは大学全体のテーマの設定及びその実践評価が課題となろう。」
- 「大学自身ができるだけ早く評価を自ら行うことが、今回の第三者評価機関の設置に強く関与していくことになるので、本学内で評価項目、評価方法等体制作りを行っていききたい。」
- 「各大学は、評価機関の評価を参考にして教育研究活動の高度化をはかるため、学内評価機関を充実するなど、学内フィードバック体制のあり方について十分に検討する必要がある。また、評価を受けるための業務を本来業務の一貫とした体制の構築を検討する必要がある。」
- 「各部署における『自己点検・評価』の実施と公表は当然ながら、これまで『大学としての自己点検・評価』という視点での点検・評価の在り方については、その検討が十分ではなかった。この点は『総長のリーダーシップによる』という考え方もあるが、これこそ全学的に検討しなければならない課題と考えている。こうした作業は非常に労力と専門的知識を必要とし、同時に総合大学としては全ての研究教育を見渡せるだけの人材を必要とし、研究・教育・管理運営に時間を取られ、疲労困憊しきっている各部署の代表委員による検討ではとても困難である。したがって、こうした問題に専門的に取り組むスタッフ（事務官のみならず専任教官を）配置し、恒常的に取り組む体制が必要である。今回の答申は、大学独自の自己点検・評価を重視しているようで、実は評価しておらず、学外者の検証に安易にもっていつてしまっている。学内でもっと十分に自己点検・評価の理念・方法を大学自ら検討する力を高める方策についても検討する必要があると考える。したがって、各大学が独自の自己点検・評価が実施できる資源的（人的要因を含む）施策が立てられることを要望したい。」

3.3 設置後の関与

3.3.1 大学評価機関が発足した後に、国立大学協会がどのような関与をおこなっていくべきか、という問題に関しては、原則として積極的な関与が望ましいという意見が多かった。

- 「設置後は、国立大学の存在意義について国民の理解を進めるための機関として、その活動に積極的に協力するべきである。」
- 「国立大学協会に、大学評価に関する常置委員会を設置することが必要と考えます。」
- 「国立大学においては、問題点の指摘や教育研究を鼓舞するなど常置の委員会を設置し対応するとともに、そこでの意見等を国立大学協会を通じ、第三者評価機関に反映させる必要がある。」

3.3.2 ただしその関与の形態についてはいくつかの異なる提案がある。

- 「具体的な評価テーマの設定と評価の方法について、国大協は常に関与すべき。」
- 「評価機関を実質的に担う審査委員を、国立大学長による信任投票等で、定期的にチェック出来るように設計願うとか、被評価機関の異議申し立てをサポートする意味で、国立大学協会の中に、『不服審査を調整する機構』を設ける等を、ご検討願いたい。」
- 「『大学評価機関』（仮称）による大学評価が適正に行われるためには、その適正性を担保するために、いわば外部的なチェック・システムを設ける必要があり、被評価大学・部局による異議申し立て制度の整備に加えて、国立大学協会のなかに、このようなチェックを担当する委員会が新たに設けられるべきであると考えられる。」

3.3.3 特に評価委員の選任について国立大学協会が一定の役割を果たすべきだという意見もある。

附 各大学長からの回答

- * 各大学からの回答を以下にかかげる。順序は不同である。
- * 原則として匿名とし、大学名が特定される部分は削除あるいは訂正した。
- * 読みやすくするために、意味を変えない程度に、改行等について編集をおこなった。

について言えば、大きな変更には数年のインターバルが必要であり、急激に変化する社会環境やニーズにすばやく対応することが困難になるという構造的な課題を常に抱えているのが実態である。教育の現場に大きな混乱を引き起こさずに徐々に改革を進める必要があると考えている。このような実情を熟知した上での評価であって欲しいというのが率直な願いである。

3) 開放的で進化するシステムの項で記述されていることが、本件の重要な観点であると考えている。すなわち、評価機関と大学は、緊張関係を保ちつつ、双方が成熟して信頼関係を築くことが必要である。一方通行の評価ではなく、また単なる監視役であってはならず、大学もまた大学評価機関を評価する組織にならなければならない。

2. その具体的な活動の形態と内容のあり方

論点整理による評価の形態と内容が様々であり、そのことが評価の難しさにつながる。理念から考えれば、個々の大学ですでに点検・評価を行い公表されていることから、アウトプットそのものの評価は大学に任せ、大学がその評価を活かして教育研究を改善するシステムが十分に機能しているか否かを評価する「メタ評価」が相応しいと考える。また、数段階の評点による相対評価の方法は、いたずらに大学の序列化を招き、大学の理念に基づき自己改革を進めようとする意欲を削ぐこととなると思われるので、コメントあるいはアドバイスを伴う相互評価方式が望ましい。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

論点整理による具体的な検討の方向として、三つのオプションが載っているが、その中ではテーマ別による評価の形態がよいと考える。今後、国立大学協会で理念や形態、方法等について具体的な指針が出されると思うが、大学側も評価機関の設置の理解や協力に関する学内のコンセンサスが必要であり、大学での議論と体制の整備を図っていく必要がある。

この事について、特別委員会がたいへんご苦勞して戴いております事に、深い敬意と感謝を申し上げます。理念・目的などに関しては、「大学評価機関についての論点整理」の中で、大切な事項を深く吟味戴いておりますので、活動の形態と内容、或いは国立大学の関与の仕方等についても細かな事ですが、2～3のコメントをお届けいたします。

1. 具体的な活動の形態と内容のあり方について、

① 研究面の評価については受容やむをえません。教育面に関しては、整備充実の目安を予め大学に示して貰った後でなければ、制約された予算の中で、それぞれ努力してきた背景があり、混乱を招きます。については、まず評価機関から、それぞれの専門分野で育てようとする（学部にあつては）専門的職業人の、或いは（大学院にあつては）高度専門的職業人と認定されるには、どの様な学科目（シラバスのレベル・カリキュラム）を履修した者を指すのか、評価基準を示しておいて戴きたい。この事では、既に国家公務員のI種試験のように、試験区分ごとに専門等の出題分野（学科目）が示されている例が有りますが、国家的な試験がある分野では、長い歴史的過程を経て、専門的な職業人が修得しておくべき専門教科目がほぼ固定していますが、新しく設定された分野には共通する依拠基準が有りません。専門的な職業人の資質をめぐる共通基準をわれわれはもつ必要が御座います。国家公務員の試験では、工学部や農学部そして理学部関係では、試験区分が6～8と専門が分化しています。経済学部や法学部、その他のように試験区分が1つに限られているケースには、評価をする場合に学部単位でも、目的が達せられると思いますが、複数の試験区分が有る分野では、学部単位の教育評価は馴染まないのではと考えます。教育の評価に当たっては、分野毎に基本となる学科目等を予め設定戴く事と、分野別の特性を充分組み入れた評価になるように、願う者であります。

② 今後新たに設置される大学評価機関には、次のような3つの視点から評価願う事にならうかと想像します。その1は、大学の学部構成（学部・大学院・研究施設等）等組織のあり方や、管理運営（人事・財政）そして社会との連携やサービス等を対象にしたもの、その2は、例えば科学研究費補助金の重点分野のように、ゲノム解析分野、ゲノム以外の生命科学分野、ダイオキシン等環境科学分野、物性科学分野など、テーマを特定して、それぞれの大学の教育研究の到達度を対象にするもの、その3には、当該学部、当該大学院研究科、当該研究施設を対象にして、教育・研究・サービス等の到達度を評価するもの、等を想定してみます。このような分類が許されるとすると、その1或いはその2を対象にした評価を新設予定の評価機関に担って戴くようにして、その3を対象にするものは、従来通りのピアグループによる第三者評価に委ねることで、大幅な定員削減を控え、事務処理の負担加重も懸念など、大学の現場で予想される混乱や不安を緩和しておくべきではないでしょうか。

③ 相対評価の1つの方法と考えられている大学ランキングには、ご指摘下さっているように、この情報が正しく読み取られる可能性が低い事から、相対評価が仮に必要となったときには、予算措置の点で必ずしも恵まれなかった長い歴史に起

者評価機関が、その理念に沿った機能を果たすよう国立大学協会としての意見を具申することができるなど緊密な連携が必要と認識する。国立大学においては、問題点の指摘や教育研究を鼓舞するなど常置的委員会を設置し対応するとともに、そこでの意見等を国立大学協会を通じ、第三者評価機関に反映させる必要がある。

1. 基本的な理念について

大学評価機関には、構成員の養成、調査研究の内容とその組織など、時間をかけて整備されなければならない重要な要件がある。将来的には、評価の結果を個々の大学が活用して、自己改革を進めることにより、教育研究の高度化・活性化につながるシステムづくりが重要であると考えられる。

2. 大学評価の諸側面について

研究成果の評価は、専門分野に応じて、せいぜい学科か専攻を単位として行われるべきで、これを大学単位とすると近似的なものにとどまる。一方、研究課程の評価に当たっては、大学は専門を異にする多様な専門家を擁する組織であり、異分野での新たな結合が、飛躍的な研究成果をもたらす可能性があることから、評価単位は大学となろう。このように評価の単位は、目的が限定されれば、自ずから異なることになる。また、評価機関による評価結果は、他大学・学部の評価結果を含め、自大学・学部の自己改善にとって、有力な情報となり得るものでなければならない。評価結果と政府補助金との結びつきについては慎重に検討されるべきである。特に、教育面の評価で、学生当たり積算校費が教育経費といえるかどうかかわからないが、教育経費の配分と評価を結びつけるのは非常に難しいと思う。

この件と直接関係はないが、工学系分野では、学部の教育内容の評価による国際的職業資格認定制度が導入されようとしている。この制度を企業等が社員採用の際の合否判定資料にする可能性が考えられるが、その場合、評価の単位は「学科」になるのではないと思われる。ただ、この制度は、技術者に必要な基礎知識の教育を十分に行っているかどうかを判定するだけで、個人の能力を証明するものではない。個人の能力を証明するには、何らかの資格制度が必要になるであろう。

3. 具体的な検討の方向

大学審の答申には、「評価に当たっては、研究評価、教育評価を通じて、数値等に基づく客観的評価によることが基本となる」と書かれている。論点整理におけるオプションAでは、A2：合否の判定、A3：評点の付与、Bでは、B3：達成度指標が示されており、いずれも数値化された指標の存在が前提となっている。しかし、評価の基準づくり、特に教育について適切な指標が開発できるか否かが問題になろう。大学審提案の数値化の具体的な形がみえてこない。オプションCが最も有効かもしれない。

1. 大学審議会答申でいう、多面的な大学評価という多面的とは具体的に何を意味しているのかよく分からない。第三者機関による評価の内容、方法等については、大学の行う諸活動について、各大学の個性や特色が十二分に発揮できるよう、複数の評価手法に基づき多面的な評価を行うこと云々とあり、多面的なということの意味しているのか、また多様な主体による評価ともあり、これらをすべて含めて多面的ということになるのか。いま、われわれ日本の国立大学がなぜ評価を受けるのか、誰のために、なにのためにという評価の基本的な目的をしっかりと議論して頂きたい。たとえば、財政困難な折から、国家資源の効率的運用について評価するということが日々々々でくるが、これが本当の目的ならば自ずから評価方法は限定されて来るはずで、評価目的がはっきりしてその評価方法が確定される。

2. 研究教育に関する序列評価を行うとすれば、大学の規模をどう考えるのか議論して欲しい。予算規模、構成教員規模が大きい大学、学部、学科は絶対評価では規模の小さいそれらより高評価になることは当然である。研究者個人当たり、あるいは教員一人あるいはさらに学生一人当たりとして研究業績や教育環境を比較したときに、研究環境、教育環境の改善をすればさらなる向上が期待できるという主張に積極的に活用することを考慮すべきである。

3. 日本におけるたとえば序列評価ができたとしても、国際的にはどのように位置にあるのかが問題になろう。国際的な評価基準と十分に対応させる必要がある。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

「論点整理」に盛り込まれている内容は、いずれも適切かつ重要と思います。大学評価機関の評価が、初めから詳細かつ厳格なものとならないよう、また各大学の自主的な改革・改善を阻害することのないよう、国立大学協会の意見を集約していただきたいと思います。また、設置後も本協会の意見が反映されるようなシステムを確保すべきと考えます。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

大学を取り巻く厳しい環境の中で、大学が今後、教育研究の水準向上を進め、国際的に評価される大学に発展していくためには、教育研究活動の自己点検・評価及び外部評価を行い、その結果に基づき鋭意改善を進めることが最も重要である。現在、本学では**大学懇話会、教育学部懇話会及び工学部懇話会を設置、さらに昨年、国際学部及び工学部・工学研究科で外部評価を実施するなど、積極的に第三者の意見を取り入れているところである。また、大方の点検・評価は形式的な報告書の発行だけで終わり、教育研究活動の改善になかなか結びついていない、外部への情報発信が十分でないとの批判もある。今後、大学の個性化・多様化がさらに進む中、国立大学ではその活動状況等を公表する責務を有する点から、それぞれの大学にあった評価システムを創り、教育研究水準の高度化を図ることは大切である。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

最近は大大学が、自己点検・評価の形で積極的に内外に情報を開示しているが、大学の教育研究活動は、専門的であると同時に大学自治の観点から閉鎖的な一面を持ち、社会からの理解を得にくい立場にあった。これからの大学評価は、大学独自の既存の外部評価と公的な機関としての第三者評価を並行して行うとともに、社会とも連携して大学改革等を進めることが大切であると思う。第三者評価に際しては、今後内容などを含めて十分検討していきたい。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

本学においても教育研究活動の評価システムを検討しているが、専門分野が異なること等々、問題が山積しており、継続して検討しているところである。大学基準協会による加盟判定による大学評価の実施の有無について例年問われている。現行の大学基準協会が行っている大学評価と第三者評価機関による大学評価の調整がどうか、今後の動向を見守りたい。まず実施可能な部分から積極的に取り組んでいきたいと思っている。

1. はじめに

国立大学の在り方、運営全般について改革が要求されている現時点にあって、第三者による大学評価機関を設置し、改革の内実を公正、客観的に評価する体制を確立することは緊急の課題であることに異論はない。従来、各大学で自己点検・評価、外部評価がなされてきたが、それに投じたエネルギーに見合う成果は得られていない。自己評価は結局のところ、自己正当化の方便となる場合が多いし、外部評価も、被評価者が評価委員の人選を行うために、核心をついた批判が出にくい状況にある。また、評価法にも統一的な基準がないため、各所で行われた評価の結果を一定の基準で比較することも困難である。自己点検・評価、外部評価の結果をまとめた冊子がいたずらに増えているだけという噂も聞くが、現行の方法ではそうならざるを得ないであろう。また、大学基準協会による大学評価は、多くの資料を提出し、それに対する書面評価が中心であって、各大学の実情までを踏み込んだ評価は難しいと言わざるを得ない。このため、評価の手順、評価に伴う事務的業務を担う補助組織等の整備・充実がやはり必要であろう。以上の点から、十分な客観性を保持しつつ、各大学の競争的発展を促進するための本格的な大学評価機関の創設が望まれる。

2. 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

十分な現状分析に基づく公正な評価を行うことにより、教育、研究活動の高度化に向けての各大学の競争的努力を促進することを念頭に置いて、システムを作るべきである。

3. その具体的な活動の形態と内容の在り方

次の点についての配慮が望まれる。

(1) 国立大学データベースの作成 現在、我が国では各国立大学の實力を正確に知るための情報が不足している。国民が納得できる主要な情報源は、受験雑誌の偏差値ランキング、企業の経営者もしくは人事担当者の独断的な「我が社が欲しい人材を出す大学」のランキングであり、大学の真の活動が十分理解されていない。各大学における改善すべき問題点の指摘

のために、個々の大学が「異議を申し立てる手段」も必要であるとしている点は、注目される。被評価者への一方的な評価では、教育研究活動の高度化と活性化はなしがたく、透明性も形式的になってしまうからである。

3) 第三者評価機関は、公的な機関として設立されるが、その組織と構成員には重大な関心を払わざるをえない。多元的な評価を可能にするために、大学外の社会からの人材の参入のほかに、大学人もこの組織に積極的に参加できる体制が望ましい。この点は、「論点整理」において十分強調されていないように見える。

4) 「論点整理」が、第三者評価機関を「開放的で進化するシステム」でなければならないとしているのは適切である。評価機関の組織や評価の形態等は弾力的な柔軟性を備えていることが必要であり、よりよい形態と方法を求めて常に前進し、更新されるものでなければならぬ。大学評価の試行を進めつつ、大学評価機関自体の成果を評価し、よりよいシステムに変えていくという発想が大切である。したがって、第三者評価機関のなかには、各大学と連携しつつ、大学評価の形態とその機能の専門的な調査研究と「評価方法の開発」を行う組織が必要である。

2 「大学評価」の諸側面

1) 評価の対象 大学評価が着目する大学の機能として、研究・教育・社会サービスが挙げられているが、社会サービスの面は、十分に検討されていないように見える。今後の大学のあり方を考えると、この面の評価を十分に考慮すべきである。

2) 形態と方法 評価の方法は、当面は「メタ評価」が有効であるように思われる。第三者評価機関の設置が、これまで各大学が主体的に行ってきた自己点検評価を否定するものであってはならない。大学評価機関は、この各大学の自己点検評価の提出をもとめ、それをさらに第三者的に評価するといった「メタ評価」を柱にするべきである。また、第三者評価が、大学の安易なランク付けを伴った判断にならないように、十分に慎重でなければならない。

3) 期待される機能 成果が大学の自己改革や学生の進路選択に役立てられるのはよいが、政府補助金と安易に結び付けられるべきではない。かりに結び付けるとして、それは、各大学のすでに持っている与件の不平等をなくしてからにすべきであり、しかも、評価項目を慎重に検討し、大学の長所を伸ばす方向で結び付けられるのがよい。

3 具体的な検討の方向

何よりも重要なのは、教育についての評価の方法を、各大学も大学評価機関も開発することである。大学評価機関の活動を、いくつかに分け、充分なる検討を重ねある程度の評価組織が確立される必要がある。そのためには、①「大学情報データベース」の形成とその活用、②専門分野別の学科評価、学部評価、研究科評価、③専門分野別の大学評価（「テーマ別大学審査」）を行う組織作りが必要である。

4 本学における対応

本学ではすでに評議会において大学審議会答申を受けて対応を検討しているが、これまではいわゆる「第三者評価機関」についてその実態が示されていなかったことから、議論は核心に入ることができなかった。今後、国大協の「大学評価に関する特別委員会」の報告に基づき、第三者評価機関のあるべき姿、本学での対応等について、具体的な検討に入る予定である。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

大学、特に国費で運営される国立大学は、その教育研究活動の内容を社会に広く開示し、つねにみずからその改善・向上に努めなければならないことは言うまでもない。その当然のことがいまあらためて強く求められているのは、従来、大学がとかく閉鎖的であったことへの批判であり、その批判は謙虚に受け止めなければならない。その上で、今後、大学が教育研究活動および運営の透明性を確保し、社会に対するアカウンタビリティに応じていく仕組みが、自己点検・評価と第三者評価のシステムであろう。この間の経緯において、大学は守勢にまわり、社会から求められて消極的に動き出したことは認めなければならないが、大学評価の目的が、結局は、大学における教育研究活動の高度化・活性化にある以上、大学は自己および第三者による評価に積極的に、かつ自主的・主体的に取り組まねばならない。そして実際、近年多くの大学がそのように取り組んできている。

「大学評価機関」は、第三者評価の仕組みを制度化しようとするものであるが、その必要性は十分認めた上で、懸念される点も少なくない。最も重要なことは、何のために大学評価を行うのか、その目的を明確にし、評価の内容、方法、活用、さらにシステムの在り方も、その趣旨から逸脱しないようにすることである。その意味で、「大学評価に関する特別委員会」の論点整理が、真っ先に、大学評価の究極の目的を大学における研究教育活動の高度化と活性化にあるとしたのは妥当であ

きることによって、少しでも全体が集約できる方向に歩むことが可能となろう。

1. 基本的な理念： 大学における教育研究活動の高度化と活性化、社会に対する透明性の確立と、大学の自主性、自律性を挙げていることには賛成です。また、大学評価に対して、各大学が異議（意見を含めて）を申し立てる手段を持つことは、特に重要です。

2. 評価と資源配分が連動した論調が強いように思いますが、一方では「良い評価を得る機関はもともと資源・人材が恵まれており、そうした機関にさらに資源を与えても、システム全体として効率性が向上するとは限らないとも考えられる。」（P10）と述べられている。すべての大学で評価と資源配分が直結するとの考え方には疑問を感じます。

3. 具体的な検討の方向： 大学評価が進んでいる欧米諸国の制度を、遅れているわが国の国立大学にそのままの形で適用することは適当でない。提示された3つのタイプA、B、Cのうち、どれを選ぶかとなれば、「C：テーマ別の大学審査」としたい。「大学が抱えている問題点を発見させ、その改善の試みを刺激し、支援することを目的としている。」ので、比較的なじみ易いのではないかと考えられます。

『大学評価に関する特別委員会からの報告』以下、5種の文書を拝見しました。特に、『大学評価機関についての論点整理』は、この問題を考える上で大変参考になる貴重なレポートだと思います。貴委員会のご努力に敬意を表します。さて、意見を求められている3点につきましては、これまで貴委員会及び国大協によつて表明されたもの以上の具体的な意見を現在持ち合わせておりません。ただ、第三者評価機関創設準備委員会の作業状況が不明ですが、『論点整理』で提示されている検討課題や問題点をどのようにクリアしようとしているのか、幾つかの選択肢のどれを選ぶのか、また選ばないのか、大いに気になる点ではあります。また、大学評価機関として大学基準協会への言及はありますが、『論点整理』p.11の専門分野別の学部・研究科評価のところを拝見しながら、基本的な目的には違いがあるものの、設置審の評価とどうからむか等の疑問が生じました。いずれにしても、評価の審査を受ける立場から申しますと、新たに設置される大学評価機関の信頼性がすべてのような気がします。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とすべき点

大学評価に関する特別委員会の取りまとめられた「大学評価機関についての論点整理」に示された三つの基本的論点を基本的な理念・目標とすることに賛成です。特に大学評価については手法が確立していないので、先ずその研究・開発に力を注ぐのは大切なことと考えられます。評価というととかく評価・批判・否定と短絡してネガティブな感じを伴いがちであるのはわが国独特の文化であるのかのかもしれませんが、今日、大学評価について語られる文脈においてはその側面が特に突出しているように感じるのは僻目でしょうか。大学評価は大学における教育研究の改善・エンカレッジメントと高等教育への資源投入増加の前提として、前向き・建設的に捉えられるべきものであり、「論点整理」p17にも触れてあるように、これを主として淘汰と一層の公共支出削減の手段と考える向きがあるとすれば、嘆かわしいことといわねばなりません。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

「論点整理」に示されているように、学部（研究科）・学科（専攻）のような比較的まとまりの良い単位に注目して専門分野別あるいはテーマ別に評価を行うことはもっとも現実的であろうと考えます。評価する立場にせよ評価される立場にせよ、教官の立場からは最も関心を持ちやすい形態であり、積極的な関与が期待できます。特に教育システムとしての欠点・弱点があればそれを指摘し、改善を勧告することは重要と考えられます。大学情報データベースを責任ある機関が構築することも、有意義でありましょう。単純で小規模なものから出発して徐々に拡大・整備すれば宜しいと考えます。評価指標を作ることには分かり易い一方、信頼できる指標が見出されないうちにそれが一人歩きをするのは危険です。また一つの指標によって安易な順序付けが行われて誤解を招く恐れもあります。評価は定量化するとしても多元的に行われるべきです。評価には時系列的観点も取り入れる必要があると考えます。既に恵まれた条件に置かれている組織と、劣悪な条件の下で努力し発展中の組織を、ある時点の断面のみで相対的に比較するような評価方法は適切を欠くものと云わねばなりません。第三者評価機関の評価と資源配分をリンクさせることについては特に注意を払わねばなりません。企業におけるその様な短期的視点から

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

評価が適格認定であるか、段階評価であるか、テーマごとにその何れかを採る混在型であるかが決められることが最初で、それによって対象の規模、評価形態等が研究され、決められて行くもののように考えます。形態、内容については添付資料5「大学評価機関についての論点整理」に述べられていることを参考にしています。今の段階で個人的には、評価項目の幾つかあるいは多くに、添付資料5「大学評価機関についての論点整理」の「3 具体的な検討の方向」のB項にある、データベース化・指標化が採られて行くように思います。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

基本的理念

その機関としての基本的理念は、日本の大学の諸機能の充実と向上をはかることにある。これをさらに敷衍するならば、この際日本の大学の現状の客観的な分析が必要である。現在日本の国立大学は、かなり安定な運営、教育のシステムを持っている。そのシステムの特徴は、運営への教員の全員参加にあり、一方職員の大部分は制度上その意思決定からは、ほとんど除外されている。この点は、大学運営の意思決定が理事会等にある私立大学とは非常に異なっている。その運営の特色は、大学の教育や研究のレベルを一定に保つか、あるいは徐々に向上させるという機能である。これは、外部からの批判を巧妙に避けつつ、それでいて安定で、ある水準を確保した大学運営が可能である点は、注目に値するものといえる。これを例えて言うならば、徳川幕府の取った幕藩体制とよく似ており、ほかに競争相手がなければ、ひとつの成立し得る方法である。しかし、現状においてはこの運営方針は限界にきている。それは外国の例と比較するからであり、また比較しなければならなくなったからである。

現方式の弱点は、国際的に比較した運営上の効率の悪さにあり、外国の大学がその運営効率の向上とその改善に相当な努力を払い、かなりの実績をあげ、ために大学の社会的地位を確保することに成功していることが、わが国に第三者評価機関の必要性をまねいたといえよう。なお、国立大学の教育・研究の改善に関して、我が国で現在行われている種々の試みは、改変ではあっても、必ずしも改善であるとは言いきれないことにも注意しなくてはならない。従って第三者評価機関は、どのような改変が改善となるのかを丹念に検討し、確信を得たら、各国立大学にそれを実行させ得る機能を持たなくてはならない。さらに、実行させ得るためには、どれほどの人員、予算、時間を必要とするかも算定しておかなくてはならないであろう。

目標とするべき点

その目標は、単に個々の国立大学の水準の向上のみにおいてよいであろうか。もし日本には大学の維持に関する資源が十分に存在するならば、それもよいであろう。しかし、そうでなければ大学の整理統合も目標の視野に入れておかななくてはならない。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

優れた評価機関においては、かなりの人員が必要になると考えられる。仮に十分な財政措置がとられるにしても、問題はどのようにして、どこから人材を集めるかである。これに関しては、まず現役の教官を国公私立大学から集める必要がある。これはもっともこの問題を真剣に考えなくてはならない世代、具体的には50歳以下、を当てるのが適当であると考えられる。その時限としては5年間の期間が適当であろう。各大学への教官の補充は60歳定年の国立大学、すなわち東大、東工大の定年者を当てるのが考えられる。このようにすると継続して相当数の人数が確保できると思われる。このような方法で人材を確保し、短期間にある程度の数の評価をこなす必要があるのではないか。評価を受ける大学は、自分の大学が最も適していると思われる特性あるいは方向を提示するものとする。例えば、ある大学が「学部教育に専念する大学」と自己定義すれば、学部教育に対して詳しく評価すればよく、その特性を「大学院における教育と研究の充実」と申告した大学は、申し出に関して重点的に評価が受けられるものとする。これは、各国立大学が自分の大学の性格を厳しく、かつ現実的に見直す機会になると思われる。なお国立大学の管理運営については、もしその運営効率を重要視するのであれば、十分に注意を払う必要がある。これは日本の国立大学の長所も弱点も、その意思決定の煩雑さに存するからである。評価はひとつの大学に対して、2チームが相談せずに行い、その結果が接近している場合にのみ有効とすれば良いと思われる。このように評価方法それ自体が、ある程度の客観性を維持する必要はあると思われる。

優先すべきであろう。 2. 国立大のメンバーが参加することは、社会に誤解を与える恐れがある。評価された大学が意見陳述・異議申立てができるシステムを完備すればよい。 3. 外国人の大学評価の専門家を加えることが望ましい。 4. 当面は、教育に関する評価を重点的に行うべきである。 5. 評価結果のみならず、評価プロセスの概要も公開すべきである。

1. 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

大学は、教育研究機関であり、その成果をもって社会に貢献することは大学に課せられた使命である。

大学評価を行う目的は様々あると思うが、最終的には、特別委員会の論点整理（以下「論点整理」と略す。）に示されている「大学における教育研究活動の高度化（この意味内容はさらに吟味される必要があると思われるが）と活性化にある」という指摘に異存はない。「高度化と活性化」とは、若い世代の創造的能力を高め、独創的な水準の高い研究を展開することと考えるが、そのために、可能な限り公正な第三者機関が、個々の大学の教育研究活動を調査・評価し、適切な指導を行うことは費用対効率の観点からは意味があるかもしれない。

しかし、これは、大学院大学に対する評価論であり、21世紀の多様化した大学像を想定した場合、不適格な論法である。先端的、学際的そして技術的かつ高度な専門職業人を目指す大学の教育研究の評価として論ずべきである。問題はそれより、「論点整理」でも指摘されているように、我が国における政府の教育への支出が著しく低水準だという点である。大学運営が非効率だという批判は甘んじて受けるにしても、その原因の一斑は、政府のこれまでの教育行政や教育投資への消極的な姿勢にあったことは否めない。むしろ今日の厳しい財政環境の中で、我々が投資に見合った貢献を行っているかどうかを厳しく点検・評価することは、国民に対する責務であると言えるが、それは、財政的な観点からのみ行われるべきものではなく、文字通り大学教育の質の向上と活性化のためのものでなければならない。

次に、大学の教育活動の内容を広く開示し、国民の理解と協力を得ることも、もちろん大学評価の重要な側面である。ただし、これも「論点整理」が指摘しているように、それは、大学の教育研究を一方的に「監視」するものであってはならない。むしろ、大学の自主性を尊重することによってこそ、個性的で活力ある教育研究が生まれ出されるのだということを、大学自体が強くアピールしていくことが大切であろう。その意味で、「論点整理」が、「大学評価に対し、個々の大学が異議を申し立てる手段も用意する必要があり、社会からの大学に対する要求と大学の教育研究の自立性との間に、生産的な緊張関係を生じさせる」ことの意義を説いていることは重要である。

さらに「論点整理」では、「大学評価機関が社会と大学の双方に対して開かれた組織であるよう努力しなければならない」とし、「大学との有機的な関連」、「多元的な評価メカニズム」の必要性を説き、「開放的で進化するシステムとしておくこと」を提言しているが、これらの点については全く賛成である。

2. その具体的な活動の形態と内容の在り方

「論点整理」の「2 大学評価の諸側面」で述べられていることは、大いに参考にはなるが、今の段階では、直ちに判断の基準にはしにくいところがあるので、ここでは、「3 具体的な検討の方向」の中で示されている大学評価の三つのオプションに即して、感じたことのみを記しておく。

ここでは、「A：専門分野別の学部・研究科評価」、「B：大学情報データベース」、「C：テーマ別の大学審査」とに大別して紹介されているが、結論的に言うと、我が国の国立大学の現状に照らして考えた場合、「A」の評価については一長一短があり、即座に実行に移すには問題があり過ぎるのではないだろうか。それに比べれば、「B」や「C」の方は、今の大学の力量から考えても実行可能なものであり、それなりの成果も期待できるように思われる。もちろん、示されているように、その中にも多様な選択肢があり、ものによっては慎重を要するものもあるが、基本的にはこれまでの自己点検評価の経験に接続させて行けるものが多いのではないだろうか。ただし、いずれの場合も指摘されているように、評価の成果が一般社会では、本来の意図から離れて受け取られる可能性があり、この制度が活かされていくためには、一般社会の側もそれなりに成熟していくことが不可欠の要件となるであろう。また、OECD諸国の例を見ると、どちらかといえば、民間ないし半官半民の機関によるものの方が多いように見受けられるが、我が国で行われようとしている国家機関によるもの場合、権力的な強制的印象を与えないものであることがとりわけ要求されるであろう。それが研究助成などと結び付いていく場合にはなおさらである。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与の在り方

「論点整理」の「はじめに」の中でも述べられているように、今検討されつつある大学評価機関は、これからの大学の運

門領域の研究者による評価がなければ全く意味がないと考える。なおその際、職業団体の視点が（これはそれぞれの専門学会を指すと思われるが）、重要である事は論をまたない。評価委員に外国人を交える世界的視野での評価を下すような機関になってほしい。・評価の客観性：定性的情報・内在的尺度一定量的情報・外在的尺度 評価である以上相対的な側面は避けて通れない。客観性は相対的と両立するものであり、相対的な側面があつてこそ初めて緊張が生じ得る。研究においては、客観性に基ずく相対的な評価が行いやすいが、問題は教育及び社会サービスの評価である。その点、一人一人の専門家の評価が主観的であってもそれが全体としては客観的な事実を作るという特別委員会の考えには賛成できる。・判断の程度：点検・情報開示―絶対評価―相対評価 点検、情報開示は相対評価を基準とすべきと考える。しかし、特定の指標についてはコメントにとどめるか、適否のみ判断するという事も外部機関による評価の初期段階ではやむを得ないこともあると思う。評価形態はあくまでも数段階の評定という相対評価が基準であろう。

● 期待される機能

・情報提供の対象と形態：大学自体―政府―学生・家族・メディア 大学評価の結果を利用する主体は特別委員会の提示した上述の各層である事に異存はない。その結果は公開されることが原則であるが、審査委員の氏名は公開せずに、その意見は被評価大学にのみ示される事で良いと思う。結果の発表形態はできれば一冊の報告書を発行するのがよいが、経済的、時間的負担が多くなるので固執しない。・直接の機能：自己改革―選択―選別―資源配分 自己改革、ベンチマーキング、学生の進学選択に役立つことは当然である。インパクトの最も強い大学ランキングもいづれは避けて通れないと考える。ただし、これらの結果を学生の奨学金の受給資格まで関係づけるのは絶対に反対である。しかし、補助金などの資源配分に結びつけるのはやむを得ないと思う。・長期的な効果：高度化―効率化―アカウンタビリティ 政府資金の使途の透明性の向上の面から評価が採用されることはやむを得ないと思う。しかしこれらの評価が短絡的に学科又は、学部の廃止等に結びつくことは阻止しなければならない。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のありかた

第三者機関が単なる勤務評価の機関でなく、現状を打破する提言を政府に出来る様な機関になってほしいと念じている。特別委員会より問題提起の「3. 具体的な検討の方向」で指摘する、A専門分野別の学部・研究科評価、B大学情報データバンク、Cテーマ別の大学審査の各項目についての提示を高く評価する。各論的には評価の形態はできうる限り”評点の付与”が重要と考える。”可否の判定”という従来の大学基準協会の加盟判定との競合は避けるべきである。”評点の付与”を資源の配分に関連させる場合には、巨視的に先ず資源の配分の理念、傾斜配分の問題点とその具体的執行について国立大学協会は当局と忌憚なく協議する必要がある。なお、予算の配分等については、これを多分に意識した拙速な研究が行われることも危惧されるため、当分の間は慎重な検討を望みたい。

大学情報データバンクの作成には異存はないが、多数の次元が含まれる評価のあり方については常に成長変化する「進化するシステム」であるという事を理解し改良していく態度が必要不可欠である。また、評価が「進化するシステム」に位置づけられている以上、評価機関の活動そのものを点検・評価できる仕組みも必要であると考え。さらには、各大学が評価の在り方について、特別委員会に定期的に意見を具申することも重要である。こうした相互の評価を通じて評価システムがより充実していくと考える。大学審査のテーマ、項目についてのより詳細な点については委員会の検討結果を待ちたい。

重要なことは大学評価の必要性について各大学の教職員が共通の認識をもち、機関設置後に円滑に取り組めるようにするため、各大学に置いて早急に議論と討論を開始する必要がある、本学も出来るだけ早期に検討の場を設ける予定である。但し、各大学における検討内容が何らかの形で今後の評価システムの構築に反映されることが望ましいため、例えば特別委員会が一定の結論に達した大学からヒアリングを行う等の措置も検討していただきたい。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

各大学の自主性を尊重し独自性・独創性の伸長を図りながら、大学における教育研究活動の一層の高度化と活性化に貢献するものでなければならない。

2 その具体的活動の形態と内容のあり方

第三者評価機関の導入はいずれ不可避のものと思料するが、受容的なものにとどまらぬよう、これまで各学部や研究所を中心として実施してきた「自己点検・評価」及び「学外有識者との懇談会」（平成8～10年度に6回開催）における主体的な取組の経験を生かしたいと考えている。前者については、点検→評価→大学改革への機構の確立が、また後者について

4月7日付けで、大学評価に関する特別委員長よりご依頼のありました標記の件について、本学の「大学改革検討委員会」のメンバーの意見も聞きました。特別委員会で検討し、纏められた「論点整理」の中にすべて網羅されており、それ以上に付言すべきものはほとんどないように思われますが、下記のような要望や意見がありましたので、とりまとめ送付します。よろしくお取り計らい下さい。

1. 第三者機関の基本的な理念と目標とすべき点

●指摘されているように、評価は諸刃の剣である。評価の目的は大学の教育・研究、運営・管理、社会的役割の改善、活性化に限定すべきで、大学への資金配当の尺度にされたり、大学のランキングに使われてはならないと考える。●多くの大学教官は教育・研究水準の高度化を目指し日夜努力している。にもかかわらず、現実には評価機関まで設置してその高度化を目指さざるを得なくなっている。その原因分析を定量的かつ徹底的に行わない限り、評価機関を設置しても実効を挙げることが出来ず、単に評価していますということに留まり、次には評価機関を活性化するための新たな機関が必要となるのではなからうか。●本来、教育・研究の高度化・活性化を内部目的としている大学に対し、なぜそれが不十分なレベルに留まり、評価機関の設置によってしか促進できなくなってきたかについての具体的なデータに基づく分析が最初に徹底して行われるべきである。●第三者評価が可能であるためには、原理的には人間の未来に係わる（国という範囲を超えて）知的生産の基本的・中心的な担い手としての大学のあり方を考え、長期的な視野を入れて評価できると考え得るかが問題であろう。全国的（場面では汎世界的）規模で共同研究が進展している現在、そのような評価まで含めるとすれば、教育と研究と管理・運営などをばらばらにではなく、総合的に評価することが可能かどうかすら、検討を要するであろう。

2. その具体的な活動の形態と内容のあり方

●「開放的で進化するシステム（p5）」で述べられているように、大学評価機関そのものの成果を評価することが、重要にならう。さらに、第三者機関が、教育・研究条件の整備に責任を負う政府（文部省一私学であれば理事会一等）に対しても発言できる状態でなければ、評価そのものが大学のランク付けのためになってしまう危険性がある。●大学改善のための評価の過程には、被評価大学からの参加と意見表明の機会が保証されるべきである。個々の大学の個性を生かした評価を進めるためにも、当該大学からの参加は欠かせないと考える。●どのようなメンバーで、どのように評価を進めたのか、また、当該大学からどのような資料等を収集したのかなどの、評価の過程とその結果を社会的に公表する制度を確立する必要がある。●日本のように客観評価の伝統のない社会では、権威（？）のある評価はむしろ弊害が大きくなる懸念がある。このため、評価機関は、各大学が自らの教育活動状況を大学・学部・学科・個人レベルで国内的・国際的に評価できるためのデータバンク機能を持つべきである。●評価機関は幅広く多様な評価に必要なデータの蓄積・整備と提供サービスを行い、自らは評価せず、評価のための補助機関として機能する方がよい。ただし、各大学・各教官は評価機関の要請に応じてデータの提供の義務は負わねばならない。●評価項目の中で特に難しいのが教育評価である。これ抜きにして教官の研究や社会活動などの評価を先行させると、教官の授業サボタージュが休講という美名でまかり通る日本の大学の現状では、却って教育水準の低下を招きかねない。教育評価については困難を伴うが、卒業生による評価、採用企業による評価などを学部・学科別にアンケート調査し、データを積み上げる努力が必要である。これによって、各大学は、例えば電気系では、或いは土木系では各項目についてどの程度に位置づけられているのか明らかとなる。●これまでこうしたデータの整備が公的にはほとんどされてこなかったため、入試の偏差値データやマスコミのランキングデータによる評価がまかり通ってきた。日本の大学の現状を学科、個人レベルで正しく評価するためのデータ整備を行えば、その多様な活用によって大学の活性化も進むと期待できる。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

●評価機関が大学の上位にあつて各大学を評価するというようにはならぬであろう。そのため、常に大学のあり方と評価のあり方を検討していく必要があり、各大学からの意見集約が求められよう。例えば、国大協が第三者機関のあり方を審議・評価・方向付けできることが大切であろう。大学の自主的な発展・活性化を図るためには、必須の条件であろう。

(1) 自己点検・評価の充実

「自己点検・評価の実施及びその結果の公表の義務」については、社会への情報発信、大学自らが教育研究の質的充実を進める責任性、教育研究活動の透明性を高めるための義務化には異存はない。問題はこれまで行ってきた自己点検・評価の項目の再検討が必要である。大学全体としての共通項目とそれぞれの研究科・学部等の各部局独自の項目があり、それらが

ものであり、進化すべきものと思うし、これを基にした評価のシステムの多様性を考えると、評価の仕方は確かに無数にあり、その選択はサイエンスであると思う。④第三者評価機関はこの追求への努力を怠ると、硬直化と形骸化により、極めて危険な権威となり得るだろうし、国益にもそぐわない存在となりうるという危惧があります。⑤わが国ではこの先“評価社会”を迎えることになるだろうし、目下国際社会で流布している評価も社会の構造も習慣も異なるわが国においてそのまま適用され得ない部分もあると考える。評価の価値観やシステムの構築には世界を視野に入れた、しかもわが国の社会にとって十分意味のあるものにしていく努力が必要であるだろう。⑥OECDの評価システムの調査も重要であろうが、わが国の評価システムの基本が構築された段階でその比較は一層意義あるものとなるであろう。わが国の現状を踏まえ、価値観、評価法を独自で構築することが先ず急務ではないかと思う。

1. わが国ではすでに大学基準協会（JUAA）が活動しており、国公私立を通じて大学設置の基準を保つ上で、少なからぬ役割を果たしていることは事実である。そうであるにもかかわらず、新たにいわゆる「第三者評価機関」を創設しようとする意図・目的が明確になっていない。

2. 現在進行している事態を観察すると、「第三者評価機関」は文部省の監督下にある機関として設けられる可能性が高いとみられる。そうすると、一種政府機構・行政機構の一環となりうるわけで、そうした機構に対する一般原理が適用され、それ自身の活動が評価の対象となるのであろう。「第三者評価機関」がどのような活動を行っているかは、誰がどのように評価するのであろうか。「評価を専門とする機構」というものが、論理矛盾を含んでいないだろうか。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

・第三者評価機関は、被評価機関である大学の理念・目的等を充分理解した上で、大学の自主性・自律性に配慮し、客観的な評価を行い、大学における教育研究活動の高度化及び活性化をもたらすことを目標とする。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

・大学評価が評価機関によって一方的に行われるのではなく、評価機関に対し大学の意志が表明できるようなシステムを設定する。・評価は、大学の研究・教育・社会的貢献等について行われるが、これらの点について単なる効率性や短期的効果の視点からとらえるのではなく、それぞれの大学における人的・物的諸条件を踏まえ、各大学の特性に合った専門分野からの評価がなされるよう配慮する。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

・第三者評価機関の設置が、大学にとって必要かつ有用であることの認識を全大学構成員が持つようにするとともに、大学構成員が主体的に大学評価機関の活動に参加する。・大学内部で自己点検・評価を徹底して行い、その結果を学外者を交えて社会的視点で評価し、相対化していき、大学改革へ有機的に結びつける体制を作っていく。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

1) 21世紀の大学は、個性の輝くものでありたいと言われているが、この大学評価が画一化を推し進めるものとならないよう、工夫されたい。2) 個々の大学の評価が直接の対象となろうが、それらを総合したものも社会に公表し、国立大学の果たす役割や国立大学の行方を開示することも必要と考える。3) 『第三者評価機関による評価にあたっての留意点』、『大学審議会答申「21世紀のの大学像と今後の方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者評価機関」の具体化に関連する要望書』に特に留意されたい。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

1) 評価の単位を個人、学科・学部、大学全体のどれにするかは重要である。研究評価では、原則個人であり、せいぜい学科レベルでの比較が望ましい。それ以上になると規模による影響が評価に出てくる。あくまでも教官（研究者）1人当たりで評価されたい。教育については、カリキュラムとその方向性の評価が重要となるので、学科あるいは学部の単位となるであろう。大学全体で比較する時には、単学部の大学もあることに留意されたい。2) 従来存在しなかった新しい学科、学部、専攻、研究科などの評価も正しく行われるよう配慮されたい。3) 教育評価の一つに教官1人当たりの学生数のようなも

テーマ別の大学審査もあってもよろしいと考えます。

3 「今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方」

第三者評価機関の実体と評価員の選定は最重要課題と考えます。国大協としては、貴委員会のさらなるご検討によって、希望すべき具体案は何か、困ることは何か、を見出して下さることをお願いしたいと思います。設置後のことは未だ何とも申しようがありません。

大学評価に関する特別委員会でもとめられた要旨は非常に理解し易く、結構なものと思います。ご指摘の通りですが、第三者評価機関の基本的な理念と目標は、究極的には教育研究の高度化と活性化をもたらすべきものであり、特に若い世代に創造性に富んだ能力を育成し、独創的な高水準の研究を達成せしめるべきだと思います。又、一方、評価機関ができたからといって、国民から大学の教育・研究が一方的に監視されるものでなく、大学は自律性を保持し、自ら積極的評価を受けるとともに改革し、独創性が発揮され、教育研究の活性化を求めべきでありましょう。

さて、99 国立大学についてその評価内容、方法について、画一的に記載するには、述べられている骨子の通りと思います。しかし、具体的な活動の形態については各専門分野においては大いに異なり異論があると思います。例えば、私は医学領域ですが、評価されるべき項目が非常に多岐にわたりますし、この「大学評価機関についての論点整理」の内容の範疇に入らないものも多いと思います。したがって、検討の進め方については、早急に各専門別の検討委員会を設置し、具体的に分野毎の評価方法に入るべきと考えます。最後にこれらを網羅して、フィードバックして、総論を再検討すべきと考えます。

1. 大学評価機関の設置形態についての議論が必要である。文部省の下におかれると仮定しても、出来るだけ中立的な立場のとれる形態を取るべきであろう。

2. この機関の行う業務は各大学の評価に限定し、各大学の教育・研究の目的・方向性、重点を置くべき将来課題等については他にゆだね、立ち入らないようにすべきであろう。(各大学の目的・方向性等は given のものとして、その中で評価をする。)

3. 評価の諸側面の中に、直接的に目に見えない効果(たとえば、大学の成績はよくなかったが、後ほど成功した人を多く出しているなど)をどのように取り入れるか。短期間での成果しか見ないとすれば、20、30年後に脚光をあびることになった研究成果などは無視される危険性がある。

4. 直接各大学の評価にたずさわるのはどのような人達であるか。評価機関の人達は何をするのか。信頼できる評価は同僚評価しかないのではないか。

5. 大学評価の結果に対する被評価者の意見表明、弁明の機会をどのようにしてもうけ、どう処理するのが妥当であるか。

6. 多様な評価のそれぞれの軸について大学ランキングを作るのはよいが、これらの評価軸に適当な重みをつけて1つの数値にまとめて大学の総合ランキングを作ることは意味がないので、しないようにすべきである。

7. 評価作業の全過程、評価結果の資源配分への結び付け方等のすべてについて透明性を保つようにするべきである。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とすべき点

第三者機関による大学評価が、単に国立大学の序列化につながるものであってはならないと考えます。特に本学のような小規模大学にあっては、直接に教育研究に活用することのできる資金はきわめて限定されており、加えて施設や設備の更新も進まない状況がつづいています。さらに、平成一三年度からの学生定員の大幅削減とそれともなう教官減がすすむ趨勢にあり、教育研究の水準の今後の維持についてすら危機感が強まってきています。一層の厳しい自己評価・点検を進め、限られているとはいえ投入される資金を有効に活用するための努力は、構成員挙げて継続するとしても、こうした大学の現状をそのままにした状態で第三者機関による評価システムが導入されることには、危惧の念を抱かざるを得ません。基本的な評価の理念については『大学評価機関についての論点整理』(以下、論点整理)に述べられている見解を基本的に支持しますが、設立される機関がそれぞれの大学の実態を十分に把握したうえで、長期的にみて大学の教育研究の水準を高める方向での正当な評価がなされるようなシステムが構築されることを願っています。

までもなく、大学評価機関が念頭においている各大学を個別的、相対的に共通の指標を用いて評価することである。しかし、これだけでは単に序列化するだけで現状を正当化するだけに終わる危険性がある。いま一つは、各大学が改革に向けていかに努力して、成果を上げているかを大学評価機関は正当に評価する役割を担うべきである。各大学の歴史、現状、予算等置かれている状況は著しく異なるのであり、その制約を十分に踏まえ、その非効率性が内在的要因によるものか、外在的要因によるものか精査しなければならない。外在的要因についてそれを除去する努力と内在的要因については各大学の改革努力をうながす役割が大学評価機関には求められている。このためには、各大学の改革は自主的、自立的な中期的目標を設定し、ローリング方式で改訂していくことが望ましい。大学評価機関は、この各大学の中期的目標の水準設定とその達成度という観点からもアドバイス、評価する必要がある。評価は往々にして絶対レベルでの比較に終始しがちであるが、これは既得権益を多く持つ大学に有利に作用しがちである。効率化の実現にとっては、投入された資金、資源の追加的投入に対してどの程度の改善が追加的に実現しえたかがより重要である。

(4) 独立性、中立性の確保

大学評価機関が「第三者」的性格を強く保持し、社会全体から客観的な存在として認知されるためにはその評価の仕方について透明性を十分に持つことは当然として、機関自身が独立性、中立性を可能な限り確保しなければならない。確かに、国大協が推進し、文部省の監督下に置かれた評価機関は政府部内であるが故に民間側からの評価に比較して公共性が担保されると考えられるかもしれない。また、国立大学が個別に内部評価あるいは外部評価する場合に比較して、総体としての組織化を行うことによって客観性の度合いが高まるとも考えられる。しかし、この性格付けは逆に中立性、独立性を疑われる危険性を持つことを十分に認識する必要がある。一般的に言えば、政府部内の（それも文部省に関係づけられる）「大学評価機関」は「内部的ガバナンス」の一形態であって、決して真の意味での「外部ガバナンス」の組織ではありえない。それは、存在する政府内部の評価・ガバナンス機関が護送船団方式を維持し、身内に甘く問題を先送りさせたという現実とのアナロジーで国民からみられる可能性がある。評価機関に対する抗弁の機会は大大学等に十分与えられるべきであるが、独立性、中立性を確保するため、評価機関それ自体はそれを専門に行うコンサルティング組織に委ねられるべきであろう。評価方法の確立等には大学側が参加・協力すべきであるにしても、可能な限り直接的関与は最少限に留める必要がある。

(5) 他の評価機関および私立大学との関係の明確化

独立行政法人化に向けて、その評価の客観性確保と恣意性の排除のために、総務庁に全政府レベルの評価機関（評価委員会）と各省庁レベルの評価機関（運営評価委員会）が設置されることになっている。国立大学は現在のところ独立行政法人化は未定であるが、そうだからと言って、このような動きと無関係に現在進められている大学評価機関が位置づけられることも困難であろう。他の評価機関との関係および次のステップとの整合性を十分にはかる必要がある。また、既存の政府の類似機関（例えば、大学基準協会）と大学評価機関の関係も整理しておかなければならない。そうでなければ、屋上屋を重ねる結果となって大学評価機関の設置自体が行革や大学改革の流れに反し、国民の賛同が得られないであろう。

私立大学の位置づけが、論点整理では必ずしも明確になっていない。国立大学を主に対象とするのであれば、その存在意義と客観性は大きく損なわれることになる。大学を国立と私立に分けてダブル・スタンダードで対応する従来の考え方は必ずしも望ましいことではない。私立大学に対しても公費は充当されているのであり、国立大学とその割合は異なるにしろ、当然その評価の段階では共通の土俵に上る必要がある。国立、私立、独立行政法人等の設置形態を一般的に議論し、全体としての公共性を強化しようとする動きの中で、私立大学を排除することの正当性はない。あくまでも、国立大学、私立大学を合わせて大学評価機関は対象とすべきである。

1. 評価の大前提として、国立大学の位置づけとその教育研究理念の明確化が必要である。国立大学における教育研究の高度化と活性化のために、第三者機関による評価を行うことに異論はないが、その前提として日本の高等教育機関における「国立大学」の位置づけ、そこで行われるべき教育研究の望ましい姿について、きちんとした議論と整理が必要である。なぜ、私立大学でなく「国立」大学なのか、国家（国民）にとって「国立」大学の望ましい姿とは何かなどを、明治以降の大学の歴史を踏まえ、現状を把握し、二十一世紀を見通した議論と整理を行わない限り、評価目標（評価基準）の設定が不可能であり、評価そのものが「自慰行為」に陥る可能性が高い。評価そのものが目的化するおそれが高く、これまでの長年の教育研究のストックを崩壊させてしまいかねない。「国立」大学の位置づけが明確になれば、自ずと個々の大学の目標が明確になり、達成指標の設定も可能となり、評価も当然容易に行い得る。つまり、大学評価機関のあるべき姿を検討する前

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

各大学の学部、研究科において、専門分野別評価はもちろんのこと、各種情報データによる評価やテーマ別（課題解決的）の視点から審査する評価など多様な形態が望まれる。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

国立大学の姿勢を社会にアピールし、その支持を得るために、早期に実施可能な形態の検討を進める必要がある。設置後は大学評価の結果を自らの大学の改革への努力に結びつける体制を整備し、資源投入の増加に結びついても、公共支出の削減の手段に結びつくようなことを避けるべきである。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標

貴委員会報告「大学評価機関についての論点整理」にありますように、第三者評価機関も教育研究の高度化、活性化、透明性と自主性、開放的で進化するシステムを目指すべきだと考えます。さらに加えるとすれば国際基準に沿ったもの、国際的互換性をもつ評価を目指すべきだと考えます。課題は報告書にも指摘されているように具体的な方法として、どのような仕組みで、この目標を達成するかであります。

2 具体的な活動の形態と内容のあり方

報告書中の「評価の側面」にありますように、どのような視点から評価するかが重要であります。その視点は上記の基本的な理念、目標を具体化した指標であり、特定のテーマや分野別評価が必要であると思います。それには、一定の手順に沿って、まず、大学内評価、続いて大学間相互評価、それらの結果を第三者が評価することが必要ではないかと考えます。運用上注意すべき点は、大学運営組織、教育内容など大学に共通する部分と学生数や教員数など大学の規模に関する部分とを区分して評価することです。たとえば論文数やその引用回数、外部資金の導入額などを数量化する際には大学の規模を基準化した指標を使うことが重要であると考えます。さもないと個性を持つ小規模大学の評価が下がり、かつての規模を追求する大学になると思います。それは大学改革の目標である個性輝く大学の芽を摘むことになると考えます。

3 今後の進め方と関与のあり方

国立大学として、第三者評価が受けられるような内容の自己点検・評価をする体制の整備と実績が重要だと考えます。その出発点として、自分たちが現状、将来についてどうしようとするのかを示すことが必要だと考えます。第三者評価機関への関与のあり方は、大学自身の説明責任と共に、評価機関の評価結果に対する説明責任を明確にするような仕組みを求めべきだと考えます。

-
1. 第三者評価機関の活動は、各国立大学の自主的な教育研究活動を活性化し、推進するものであること。また、そのような活動が可能な設置形態とすること。
 2. 国際的視野に立ち、各大学の中・長期ビジョンに寄与するものであること。
 3. 国立大学の教育研究活動を的確に評価するとともに社会に積極的に開示を行っていくこと。
 4. 機関の設置の試みについては、国立大学協会として積極的に参加していくことが必要であること。

-
1. 第三者評価機関は、教育研究の活性化を図るためにあるべきであり、資源配分の根拠とするためであってはならないと考えます。
 2. 評価を行うに際して、貴特別委員会のご指摘にもありますように、研究環境の異なる大学について一律な評価をしないこと。
 3. 教育業績の評価方法については、さらに精緻な検討が望まれます。たとえば、職業資格獲得者数で評価するということになれば、大学教育は免状を取得させるための教育に墮すおそれが出来しかねませんし、また学生評価を取り入れるとしても、学生の評価にはどれほどの信憑性を置くことができるのか疑問であり、共通学力テストを行うとしても、現に大学間較差は厳として存在し、従って入学してくる学生の資質も大学によって異なる状況では、ますます大学間較差を助長することにもなりかねません。
 4. 具体的な検討の方法については、C案がもっとも妥当であると思われまます。第三者評価の目的が、大学の改革・改善を

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点について

「大学評価機関についての論点整理」において詳細に検討されており、ご努力に対して敬意と賛意を表します。

2 具体的な活動の形態と内容のあり方について

種々の困難をクリアしながらでも、是非とも C：テーマ別の大学審査を目指していただきたいと存じます。これが最も実効性のある形態かと存じます。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方について

学長として新任のため、これまでの経過を充分認識しておりませんが、可能ならば今後も引き続き特別委員会においてご検討いただきたいと存じます。設置後も、国大協としての意思統一の上で積極的に関与すべきであると存じます。なお、施設・設備、人員配置等において、旧帝大と地方国立大学においては大きな差があることに鑑み、そのことで一律に教育の問題を論じられることはきわめて危険であることから、評価が、大学の序列化・ランキング化に繋がらないような取り扱いを望みます。

1. 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点について

基本的な理念に関しては、全く異論はない。しかし、この新しい機関による大学評価が真に長期的な研究教育水準の高度化を推進する方向に寄与するかどうかは分からない。偏差値による評価方法が、一部の学校や生徒の活性化には繋がったものの、総体として見ると、高等学校や大学における学力水準の低下を招き、それが教育現場の混迷の理由の一つであるともいわれている。評価が直ちに大学の活性化につながるという考え方は、あまりにも短絡的であり、場合によっては、相当の混乱を招きかねない。そのためにも、評価の目標と方法やその効果について、それが大学の研究教育水準の長期的な向上に役立つことを、被評価者となる大学構成員に納得させる論拠と証拠の提供が必要であろう。

2. その具体的な活動の形態と内容のあり方について

この問題については、「大学評価機関についての論点整理」の「2、大学評価の諸側面」において、評価の対象や評価方法について、かなり詳細な検討がなされており、特段、別の意見や見解は持たない。しかし、上記1で述べたように、評価の目標をいずれに置くかによって、どのような評価対象を選ぶのか、どのような評価方法が適当であるのか、意見の分かれるところであろう。一般に評価結果は、特に社会的影響の大きいものであればあるほど、得てして、評価者の真の意図やねらいとは無関係に一人歩きするものである。新しい機関による評価が、その方法において適切なものであっても、いや、むしろ適切であり客観性が高ければ高いほど、大学や学部・学科の序列化の手段としてのみ用いられる可能性がないとはいえない。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方について

良い悪いの判断は別として、公的資金の効率的投入のために評価を活用する場合は、評価の目的が明確であり、公正で透明性の高い第三者による評価機関の設置の意図は分かりやすい。国が設置者で国民全体が利益の享受者である国立大学の場合、公的資源の効率的で公正な投入のための改革改善に対して異論を差し挟むわけにはいかないだろう。しかし、国立大学は、現在の政府や国民の差し迫ったニーズだけに応えるわけにはいかない。日本の未来を確かなものとするため、学術・文化の確実な継承と発展こそ国立大学の役割であり、むしろ未来に対する責任こそ重大であることを心しなければならぬ。また、三権分立の近代国家にあっては、一方的な評価者・被評価者関係はあり得ない。機関相互の監視とチェックが十分機能してこそ、トータルな意味での公正さが保てるものと考え。第三者は絶対者ではない。新たな評価機関設置がなされた場合でも、それが効率性と市場の論理だけで運営されることがないように、大学は、新しい評価機関そのものの活動を厳しく監視する役割を積極的に果たす必要がある。

1. 蛇足ながら、初めに一言。

大学の改善は長期的展望に基づいた戦略を立案し実行されなければならない。私が考える長期的とは、最短でも15年、常識的には20年、理想的には50年の展望をもった発展計画を考える。米国の大学で特に模範的發展に成功した例では、

21世紀へ向けての戦略、各大学の個性など、各大学の特色を加味して評価を行う必要がある。もちろん、完璧な評価方法はありませんので、不断に評価方法の改善のための努力を続けなければならない。大学評価を予算配分などに利用する場合は、大学一般についての評価と、各大学の教育研究理念や規模、目標の達成度などに対する評価とを併せて判断すること、ならびに判定結果とその理由について公開する必要がある。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

第三者評価機関の評価方法として、(a)各大学の自己点検・評価に対する評価（メタ評価）、(b)第三者評価機関の定めた一定の基準に対する各大学の達成度評価、(c)大学データベースに基づく各大学の評価、(d)国際標準に基づく比較評価などが考えられる。評価の単位としては、①学科、②学部、③大学別が考えられる。この中で比較的評価に要する期間の短い(a)からはじめ、漸次(b)、(c)および(d)と進んでゆくのがよいと思われる。評価内容については各大学、マスコミ、外国の評価機関が採用している指標のほか、我が国の教育研究システムの長所を生かした独自の指標も加える必要がある。

3 今後の国立大学における検討の進め方と、設置後の関与のあり方

「大学評価に関する特別委員会」を存続させ、第三者評価機関、マスコミの評価機関ならびに外国の評価機関の動向について情報を収集し、調査研究を進めて、国立大学協会としての独自の立場で大学評価のあり方について基本的方針を公表する。第三者評価機関との協議が必要となることもあり得る。第三者評価機関の評価方法が不適切な場合や、政府などによる教育研究資源の配分に際して大学評価結果の不適切な利用が認められる場合は、その理由を挙げて適切な処置を求めることが必要である。

1. 基本的な理念

・「教育研究の高度化と活性化」について

大学審答申が示しているように、高等教育機関の多様化・個性化を進めることの必要が認識されていることを考慮し、大学においては教育研究活動の高度化を基本的ねらいとしながらも、各大学の理念や目標の具現化を図るというねらいを明示する必要があると思われる。・「透明性と自主性」について。このことは大切であるが、これに加えて、大学の教育研究活動及びその評価の客観性、妥当性ということも社会に対して必要ではないか。・大学評価機関の設置は、大学の教育研究活動をより適切に客観的に評価を行い、大学改革の推進に立たせることをねらうものであることを明記すべきではないか。単に評価のためにする評価の機関であってはならない。

2. 「大学評価」の諸側面

これについては特に意見はない。

3. 具体的な検討の方向

Aについては「実施上の問題」として指摘されているとおり、実際に機能するためには相当の時間と精力を要すると思われるので、現実的とはいえないのではないかと。Bについては、情報データベースを整備し自己評価の客観性を得るのであるから、有効な方法と思われる。ただし、大学の総合的ランキングに結び付く可能性が懸念されるところから、慎重な検討を要する。Cについては、まず大学が自己評価を行い、それを大学評価機関が客観的に評価するのであるから、より確かな評価が期待される。また、この場合、大学の問題を明らかにし、その改善方策についても評価するのであるから、大学改革に役立たせることが可能となると思われる。

全体的意見

各大学がその理念の具体化を目指し、個性を伸長させることができるように、改革のための方策に評価の重点を置くようにする。更に、評価を行うことによって、大学間の格差が生じることにならないように留意することが大切であるとする。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

第三者評価機関の目的が一番大きな問題点であろうと思う。評価の目的によって評価のあり方は当然変わってくるのであるから、目的・目標を具体的に明確にしておく必要があると考える。国立大学の整理統合のための資料づくりが、いつの間にか先行しているということになってはならない。21世紀の日本の発展のために、国立大学の役割を各大学が十分に果たすことができるように改善改革を進める際に、活用できる評価であること、すなわち各大学の教育研究の活性化、組織運営

B: 大学情報データベース

このようなデータベースをつくることができれば、個々の大学の改革には、指摘の通り客観的な視点を与えることになり、各大学の理念、特色の下での、改革へ向けての契機となり得る。この方向については、1. データ項目や指標について、これからの大学のあり方と密接に関連した相当の議論が必要である。2. 数値化し得るデータだけが一人歩きし、メディア等のこれに基づくランキング等、高等教育の将来の展開を視野に入れた本来の評価が阻害される可能性がある。この点について、評価機関としての対応を十分検討する必要がある。3. 達成度指標については、高等教育のあり方、評価の目的と関連して、社会及び大学への影響を慎重に検討する必要がある。

C: テーマ別の大学審査

これは、上記の2つの方向と併存し得るものであると思う。具体的なテーマの設定が最も重要な点であり、現在問われている大学教育の内容等について取り上げることがとりあえず大切ではないかと考える。今後の改革に資することを主眼としての具体化については、特に、取り上げる項目等、また、評価の方法等への検討が必要となる。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与のあり方

a) 今後の検討の進め方。ご指摘のように、現在の情勢では、国立大学の姿勢をなるべく早く社会にアピールし支持を得ることが大切である。また、国立大学構成員内の様々な疑心や憶測等を払拭して、改革を進める必要がある。このために、1. 基本的な目的や理念について、各国立大学内の共通理解を求めることが早急に必要である。2. 具体的な活動やその内容についての議論は、上と並行して、委員会をつくり、検討を進めることが、早く成案を得るためには必要である。メンバーの構成は、多様な立場の、それぞれの問題点について十分主張できるメンバーであることが必要だと考える。

b) 設置後の関与のあり方。第三者評価機関に、その評価について、各国立大学が意見や異議を申し立て、それが評価に反映される仕組み、第三者評価機関に対して、国立大学協会等が、その活動を点検評価し、システムの進化に寄与する仕組みをつくる必要があると思う。また、各大学に大学評価を専門とする教官を配置し、第三者評価機関との人事交流を進めることは、評価を改革に結びつける一つの手だてであると思う。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とすべき点。

第三者評価機関が何の目的で、誰のために設置するのかを明確にすべきである。例えば、納税者である市民のための評価なのか？（効率性の評価）、大学自身のためか？（自己開発の資料として）、わが国（社会）の知的資源の充実・開発のためか？（国際競争力の強化）などがその目的として考えられる。これらの目的は相互に矛盾したり、対立するものではなく、むしろ相乗、補強されるものであるが、主たる目的を明確にしないと評価基準や評価の重点項目に大きな差異が生まれるからである。とくに大学評価の場合、研究機能に重点を置くべきか、教育機能に重点を置くべきかは十分に検討すべきである。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方。

1に述べた評価の目的が明確になれば、具体的な活動や内容は自ら規定されてくる。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のあり方。

1の評価の目的を明確にした上で、その目的に沿った評価機関の組織、とくに評価委員の人選などにつき、国立大学側としての希望や条件を早急にまとめる必要がある。例えば、評価機関による評価結果や情報を時の行政機関が教育行政に利用することを認めるのには、かなり慎重でなければならぬと思う。現在は問題ないとしても、将来のあらゆるケースを想定してみると、かなり危険な要素を孕んでいるように思う。

1. 第三者評価機関の基本的な理念と目標とすべき点

評価機関の基本的な姿勢は、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組みを支援・促進することにあると思われる。従って、各大学の現状把握のみを評価基準として、大学の序列化を促進させることや、予算配分に直結させる等の事態は避けるべきであろう。なお、評価にあたっては、その手続きが大学及び社会に対して透明性が確保される必要があるだろう。

2. その具体的な活動の形態と内容のあり方

評価の基本的な姿勢が、各大学の主体的な取組みに対する支援である、との考え方からすれば、評価形態と内容について

に見受けられることかなりの不安を感じます。

1. 基本的な理念

添付されている「大学評価機関についての論点整理」での基本的な理念の項において取りまとめられている論点について原則的に異論はありません。大学評価については大学の自律的な発展に積極的に寄与でき、また、大学評価に対して、個々の大学が異議を申し立てる手だてを設けることも重要と考えます。さらに、信頼できる評価方法がない現時点では、新しい多面的な大学評価メカニズムを構築しながら、進化するシステムとするとの視点が必要だとする指摘は極めて適切です。

2. 具体的な活動の形態と内容の在り方

添付されている資料のC：テーマ別の大学審査の方向が最も示唆に富み、今後評価内容をより充実していく可能性も大きいものと思います。本学では、多くの他の国立大学と同様に全学的な自己点検・評価ならびに学部レベルの外部評価はすでに実施して、基本的なデータも蓄積されており、このようなデータを用いる他大学との比較検討を試みることは、各大学における教育研究の改善のための貴重な資料となりうるでしょう。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与の在り方

第三者評価機関の形態などが依然として不透明であるので、検討の進んだ各段階で適時、特別委員会として国大協総会への報告を行い、各大学での検討を深めながらのフィードバック方式で設置形態などについて十分な理解を得たのちに、設置すべきでしょう。機関の設置後も、引き続き国大協が何らかの形で関与できるよう現時点で要望しておくべきでしょう。要するに、機関の具体的な活動の形態と内容についての基本的なスタンスは、今後、国大協を含めた各界からの幅広い意見を参考にしながら、日本の大学の活性化に資する新しい評価システムの構築とすべきです。この点をこの際大いに強調しておかれるよう要望します。

1 基本理念と目標： 基本理念も目標も、現在各大学で行っている第三者評価と同じである。そうすると、大学評価機関が公的機関として設置される必要性を記した方がよいと思う。御検討願いたい。

2 評価の対象： 期待されている大学の個性化が進むことによって、多様な大学が生まれてくるものと思う。評価も多様化しなければならないが、評価の対象として、大学の個性を加えるべきと思う。

大学の評価は今や国際的な動向ではあるが、大学は本来他から評価されるのではなく常に自己を厳しく評価し、より良く変革を遂げていかねばならない。現在、我が国では、とりわけ国立大学のあり方が厳しく問われている。国費によって支えられている国立大学といえども、大学は毅然としてそのあるべき姿を模索し、より良く変わらねばならず、独立行政法人化を含め今後国立大学が如何なる形態となろうとも、将来の社会を担う有為の若者たちを育成し、世に送り得る学会とならねばならない。以上を前提として以下に私見を述べる。

1 第三者評価機関の基本理念と目標とすべき点

国立大学が存続する場合と独立行政法人化される場合とでは、評価機関のあり方は異なると考えられるが、いずれの場合であっても第三者評価機関の存在はそれなりに意味があると考えられる。問題は、第三者評価機関が理念的に大学を如何に位置付けるかに掛かっており、国家、国際社会、ひいては人類の将来を担う人材を養成する大学のあり方を、将来を見据えた上で評価し得る機関でなければならない。大学の評価に当たっては、評価の結果が大学の自主性及び主体性を悪く損なうものであってはならず、あくまで大学の健全な発展を促し支えることを目標とすべきである。また、大学は夫々に、掲げる理念、目的、特色等が異なっている。したがって、評価は画一的なものであってはならず、個々の大学について、夫々に適合した厳正かつ適切なものでなければならない。

2 その具体的な活動の形態と内容のあり方

第三者評価機関が大学を評価するに当たって最も重視されるべきことは、審査団を如何に設置し、それを如何に適切に機能させるかの点にある。大学は夫々に独自の理念、目的、目的を実現するための短期及び長期の計画の下に活動を展開し、今後定期的（周期的）に自己評価を実施していくと思われる。したがって、審査団は個々の大学について設置される必要性

る部分が大きく、そのため文部省の大学への対処の仕方の評価になろう。

(2) しかも、これまでなされた評価には大学・学部の規模の大小、大学・学部の文系、理系の種類、施設・設備の有無、構成するスタッフの数等に全く無関係に、研究論文数や留学生の数などによって大学・学部が評価されて来た。条件が違うもの同士を競争させてランキングするという大学らしからぬ極めて非科学的な評価がなされている。歴史が違い、規模が違い、構成するスタッフが違い、施設設備や予算規模が違えば、結果が違うのは当然である。それを一律に測ろうとするのである。

(3) 個人についての評価で、その評価の対象となるのは研究の評価、教育の評価、大学運営への参加評価、社会サービス等があげられよう。◆対象となりやすい研究の評価においても、論文数の評価だけではなく質が評価されなければならないが、それがむずかしい。◆教育評価では授業時間数、受講生数、学生による授業評価等を学部単位で評価すればある程度客観的な評価は可能である。◆大学の運営に対する評価では委員会活動等の参加度などの評価は可能である。◆社会サービスについての評価では、企業や行政機関との共同研究、中央政府・地方自治体の審議会や委員会の役員、委員など、ある程度客観的な評価はできる。しかし教官の専門によって関わり方に差異があることも勘案しなければならない。そしてこれらが大方においてバランスをもって行われる必要がある。研究論文数を増やすことには熱心であるが、学生の教育や大学の運営や地域へのサービスには不熱心であったりする者がいる。社会サービスばかりに熱心で、大学における教育研究や大学の改革には無関心であったりしては困るわけである。

形態と方法

(4) 1のような評価本来の評価を実施するとすると、専門家集団でなければ不可能である。大学の教育研究の高度化の活性化のための評価であるから、第三者に加えて内部の者がそのチームに加わることが必要である。相当突っ込んだ評価が必要であるから日程的に長期間に及ぶ。(5)のような逆評価などがあると、さらに長期に及ぶ、それでは大学にフィードバックするのに時間がかかる。教育研究の高度化・活性化に支障がないような形態が考えられなければならない。(5) 評価結果に対して逆評価もあるような制度が必要である。情報公開になれば評価に対する逆評価も公表され国民の審判に委ねられるようになる。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与の在り方

(1) 評価の客観性を保障するためには第三者機関によらねばならないが、それに専門家集団である国大協が主体的に参画しなければならない。委員会の構成や評価の枠組み、方法など提案していく必要がある。国大協が受け身的に対応するのではなく積極的に参画する必要がある。(2) そのために「大学評価に関する特別委員会」で検討して理事会で承認されれば推進するようにして欲しい。(3) 評価結果がサンクションとして予算に影響することには問題があり、むしろ施設設備の不備が明確になった所の充実という評価本来の在り方を推進すべきである。

「大学評価機関についての論点整理」にて、言い尽くされていますが、特に、次のことに留意する必要があると考えます。

- 1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点： 評価機関の評価は、各大学の取組を支援・促進し、自立を促すもので、大学に対し抑圧的なものとならないようにしなければならず、大学が利用しやすい評価機関でなければならない。
- 2 今後の国立大学としての検討の進め方： 各大学は、評価機関の評価を参考にして教育研究活動の高度化をはかるため、学内評価機関を充実するなど、学内フィードバック体制のあり方について十分に検討する必要がある。また、評価を受けるための業務を本来業務の一貫とした体制の構築を検討する必要がある。

1 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

評価の本来の目的は、国立大学に対する資源の効果的配分(予算、定員等)や改組転換の指針を提供することではなく、その評価結果が各大学にフィードバックされることにより、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の自主的・主体的な取り組み(大学改革)を支援・促進することである。

2 その具体的な活動の形態と内容の在り方

評価基準は、国立大学の設置の個性・多様性(建学の理念・目標、規模、地域性、専門性等)に鑑み、一律の尺度の評価(入試偏差値情報等)ではなく、各大学・学部等の目的や将来計画も考慮しながら、多様な観点(教育、研究、地域との連

評価の主体と視点：ここでは第三者機関以外にはないのだから、空論。 評価の客観性：第三者評価＝客観的評価との幻想からの第三者という発想と思うが、ここでの論調そのものには異論はない。 判断の程度：5－7段階評価が適当であろう。メンバー全員の評点の平均値は如何。期待される機能 情報提供の対象と形態：評価機関が公開できない評価をするのであれば無意味である。 直接の機能：自己改革にのみ使われるなら価値は半減する。当然国民の大学選択の資料や、国の予算配分の資料にすべきであろう。ただし下位大学が悪循環に陥り、上位大学のみが良循環を続ける様なことになるなら、国立大学に対する国の責任が問われよう。 長期的な効果：たとえ貧弱なものであっても施設への一定の資本投下がなされている以上は、その投下資本に見合う成果が求められよう。それには長期的な評価が不可欠であろう。少なくとも施設が倒壊するまでの。

3. 具体的な検討の方向

専門分野別の学部、研究科評価 形態：A1：無意味である。A2：不可能である。A3：評価機関の当然の目標である。実施上の問題：膨大な人数と経費と時間がかかるなどの実施上の困難性は覚悟の上で着手すべきであろう。「評価の実際はボランティアベースの評価委員を主体として行われることになるのでであろうから」と述べられているが、もしそうであれば、第三者機関による評価などといっても結局は「絵に描いた餅である」。真剣に考える気にもならない。

・今後の国立大学としての検討の進め方と、設置後の関与の在り方。

大学評価機関にたいして、被評価側の国立大学は何を求めるのか？ 経済大国日本としては数百人規模の専門評価委員を擁した堂々たる独立機関を目指すべきである。数十人程度でお茶を濁す様な機関なら作らない方がいい。OECD諸国に冷笑されるだけである。そして経済支援をしている諸外国の大学からも評価依頼が来る程であるべきと思う。矯小な視点ながら、ここに提案した教授会の評価は、これを外圧として活用すれば管理運営面、とくに教授選考では有効に生かせるであろう。設置後の関与は、資料にあるように、評価結果が公正か否か各大学は逆に評価機関について評価すべきであろう。厳しい相互評価があって始めて各大学はその評価を尊重するであろう。トップダウンしかないのであれば、有難迷惑の制度になるか、すぐにも形骸化するのではと危惧される。

(1) 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

大学は、社会や時代の変化に伴って改革されなければならない。その改革は、教育や研究の特質からみて、大学自らが積極的に行うべきものであると考えられる。大学は、大学の現状を自ら点検し、その結果をあるべき姿に照らして評価し、更なる発展のための目標を立て、実施体制を組織して実行し、改革を行うという手順を繰り返してよりよき大学の実現を継続的に目指すことが必要である。大学の改革の中心は、自己点検・評価であるが、その客観性を保ち、また大学が行っている活動等を社会に示すためには第三者評価が必要となる。このたび、創設されることになった第三者評価機関では、大学の自己点検・評価やそれによる自己改革を助けることを主要な機能とすることが期待される。また、各大学の活動等を社会に対して提供することにも寄与することが望まれる。

(2) その具体的な活動の形態と内容のあり方

第三者評価機関は、その規模からみてごく少数の専任職員しか期待できない。その活動の内容は、大学の教育、研究、社会活動の評価の理念、方法等について資料収集、研究、実施方法等を行い、我が国の大学評価にふさわしい方法を確立することがまず必要となる。ついでこれらを各大学に提供して自己点検・評価への手助けをすることになる。他方、全国立大学について、一定の領域を対象に一定の評価を実施することについては、その方法等の確立を行う上で各大学関係者がこれに加わって、第三者評価を実施することが必要になる。これらの大学評価は、世界でも試行の段階であり、我が国では組織的、研究的に実施するのは初めてである。従って、第三者評価機関のあり方、活動等は常に評価されるべきであり、それによってよりよき大学評価が可能となると思われる。最も重要な点は、評価が多様な尺度により行われること、各大学の特色を最大限に評価することであり、限られた画一的な尺度により評価して、日本の大学が特色のない大学の寄せ集めにならないことである。

(3) 今後の国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のあり方

「大学評価に関する特別自己評価委員会」は、引き続き第三者評価機関を含めて大学評価について十分な検討を行うべきである。第三者評価機関の創設準備室に国大協が積極的に参加し、国大協の意見を反映させなければならない。そのためにも、特別委員会は大学評価のための研究を更に進め、提言を行うべきである。第三者評価機関設置後も、その運営に国大協

1. 「大学の第三者評価機関」の基本的理念と目標とするべき点

すでに多くの識者が指摘している通り、人類の知的活動のリーダーとして、大学がその本来的な役割を果たせるように、また大学における教育、研究がさらに一段と活性化されるように、これらの目的達成に資することが基本的な目標である。

「大学基準協会」の歴史や現状を具に理解しているわけではないが、実質的な権限や機能を持たないと、同じ轍を踏むことになりかねない。評価機関に対して厳しい評価が寄せられるだけの“実力”を備えた機関でなければ意味がない。しかし、一足飛びにそこまで到達することは不可能であろうし、拙速は危険でもある。予算配分への反映は、時間がかかっても、充分慎重に進めるべきである。試行錯誤を繰り返すだけの勇気と覚悟、また用心深さが必要である。

2. 評価機関の具体的な活動の形態と内容のあり方

大学が人類社会に対して果たすべきもつとも本質的な役割は、人類の知的活動のリーダーたることである。この視点から大学が社会と如何にかかわっているか、どのような意識の下にどのような先導的役割を果たしているか、を真っ先に取り上げたい。

具体的には教育、研究活動が評価の対象の中心になるであろうが、これに加えてそれぞれの大学が組織・運営にどれだけ独創性を発揮しているか、そして実をあげているか、を挙げたい。

大学人の学術的な活動、さらに教育上の活動についても、学界での調査が有効である。学協会等の活用方法を考案したい。また教育については、すでに実行に移されているが、学生による評価を適切に取り込むことを考えたい。

評価機関には調査機能が不可欠である。外部委託等効率的な仕組みを考えたい。

3. 国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のあり方

「大学評価に関する特別委員会」のこれまでの活動は傑出したもので、本年度も活動を継続していただきたい。

「第三者」の意味を充分理解していない。大学の外からの評価は貴重であり、適切な批判や助言等を積極的に取り入れる仕組みが評価機関には不可欠である。しかし、評価機関のスタッフから大学人を除外するのは問題である。一つの方策は、定年退職した教官の活用である。

第三者評価機関として”大学共同利用機関”と同類の性格を持つものとして設置することに賛成である。

大学の教育研究、社会貢献に関わる分野は多岐にわたり、かつ専門的でもある。少数の専任者で評価が行えるものではない。国公立の機関の専門家及び社会人の参加を得たプロジェクトを構成し、その専門内容及び他の分野との比較、一般社会への貢献なども評価しうる体制が必要である。

そのためには共同利用機関として「大学情報データバンク」の充実を先ず目指すべきであろう。これは評価のための尺度作りのためでもある。さまざまな尺度を設定し、ランクづけ、相互比較を行うことが必要であるが、尺度そのものが多様であり、教育研究、社会貢献に対して適否がまだ明確になっていない。そこで当面は尺度作りの研究をしなければならない。その為に各種のデータを準備し、その組み合わせ等を通じて、適当な尺度を求めていくことが必要である。

この評価のための素材は、単に尺度作りに有効なばかりでなく、インターネット等を介して一般にも開放することにより、大学関係者、受験生、企業、一般社会の人々が自分自身で大学を評価し、納得のいく判断を下すことが可能になるであろう。

ではどのような素材（データ）が必要か。これについて早急に検討し、同時並行的に情報収集の体制のあり方も検討することが重要である。すでに科学研究費補助金による研究については学術情報センターのデータベースもある。企業も卒業生採用や共同研究、メセナ活動の情報を持っている。”第三者評価機関”のみの独自の情報も重要であるが、関連情報の所在を調査し、ネットワークによって連携することも有効であろう。

なお、大学共同利用機関を母体とする総合研究大学院大学の評価については、国立大学と若干異なる点があることを留意すべきであろう。

1. 大学評価機関の設置について

学問の自由の名のもとに、現在の国立大学が独善的な傾向にあるのは事実と言えます。人が人を評価するのは、どんな場合でも、いろいろな問題があります。しかし、その困難さ、マイナス面等を考えても、全く拘束されない立場からの評価機関は必要だと思います。現在の日本にとって、国立大学の独善性の打破の方法を模索することは、不可欠のことでしょう。

1. 第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点

特別委員会がおまとめになった「論点整理」で述べられていることで殆ど足りていると思います。しかし、我が国の大学がごく一部を除いては、国際的に十分な評価基準を充たしている大学になっていないことは明らかでありますので、それを充たし海外の青年男女が我が国の大学に憧れて入学してくるようになるためには、どのような教育研究条件を充たして行く必要があるのかを対策として確立できるように、我が国の主として国立大学を中心に大学の現状を正確に認識し、それが今後どのようにして発展充実されるべきかについて明確な方針を持つ必要があると思います。それが基本的な理念と目標であるべきであると考えます。国立大学にもさまざまなレベルのものが分化している現状ですが、それらのいわば欠点探しとその暴露に終始するような内向きのものにならないように注意する必要があると思います。それが全く無意味とも思いませんが、基本は高いレベルに大学を更に高いレベルへと引き上げるための評価であって欲しいものです。あら探しや暴露は一番やりやすいのですが、真の意味で生産的ではないと考えております。

2. その具体的な活動の形態と内容のあり方

「論点整理」で詳しく述べられておりますので、特に意見はありません。上で私が述べましたような点を加味し、「論点整理」の中で述べられている具体的な活動が精力的に行われることを念願しております。

3. 今後の国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のあり方

国立大学協会を中心に検討を行い、各大学の意見を集約して文部省等関係機関に提言して行くことで宜しいかと思えます。

設置された後の国立大学の関与のあり方ですが、基本的には各大学の自主性を尊重すること、各大学も自主的な判断で意思決定ができるようになることが必要不可欠だと思います。決して強制的・半強制的に評価への申請を押しつけたり、評価と予算配分の結びつけにおいて利益誘導的な手段が取られる等がないように、またそういうことに対して各大学は反論ができるよう毅然とした態度を持つべきだと思います。

2 具体的な活動の形態と内容のあり方

大学の個性の伸長と教育研究の活性化・高度化に資するために、大学の自律性に配慮しつつ、国民は大学に対して何を望み何を期待しているか、国民の理解と支持が得られるよう支援・促進することが第三者評価機関の理念・目標と考える。

また、各大学独自の建学の理念・目標を考慮に入れながら一律の評価ではなく多様な観点から評価を行うべきであるとともに、他方、時間のかかる評価システムでは社会に対するインパクトやその評価に対しての大学としての対応もあることから、評価の実施と公表が可及的速やかに行われるシステムとする必要がある。

評価の基準等について透明性を確保するなど、ピア・レビューを基本としつつ、開放的で進化するシステムにしてほしい。

3 今後の国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のあり方

国立大学協会を中心に国立大学の意見を反映させるためのシステムの形成。

例えば第三者評価機関の構成員に国大協のメンバーを加えることなども考慮すべきと思われる。